

令和6年度阪南市男女共同参画推進審議会

日時：令和7年3月11日(火) 14:00～

場所：阪南市防災コミュニティセンターまもる館6階多目的室

次 第

1. 開 会

2. 案 件

- (1) 阪南市男女共同参画プラン令和6年度推進状況報告書(案)について
- (2) 阪南市男女共同参画プラン令和7年度推進計画書(案)について
- (3) その他

資料

資料1 令和5年度阪南市男女共同参画推進審議会意見及び令和6年度各部局取り組み状況まとめ一覧

資料2 阪南市男女共同参画プラン(第3次)～笑顔を咲かせよう、スマイルプラン～令和6年度推進計画及び推進状況報告書(案)

資料3-1, 3-2 調査審議会女性人数R6.4.1現在

資料4 阪南市男女共同参画プラン(第3次)～笑顔を咲かせよう、スマイルプラン～令和7年度推進計画書(案)

(参考資料1-1、1-2) 女性職員の活躍及び次世代育成支援の推進に関する特定事業主行動計画

(参考資料2) 府内管理職比較R5.4.1現在

(参考資料3) 阪南市子どもの権利に関する条例

(参考資料3-1) 「子どもの権利に関する条例」の制定について

令和5年度阪南市男女共同参画推進審議会意見一覧及び令和6年度各部局における取組状況

意見主旨	各部局における取組状況
<p>1.阪南市男女共同参画プラン(第3次)にかかる進捗管理について</p> <p>①プラン推進状況報告書の工夫について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書の様式について、事業内容や成果課題今後の取り組みの記述部分を拡大ししっかり記載するよう改善されたい。 ・事業目標値について、事業によっては数値化しにくい事業があることは理解しているが、目標値が数値化できるものについては、積極的に取り入れられたい。 <p>2.阪南市男女共同参画プラン(第3次)施策について</p> <p>①困難女性支援法の取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」が施行される。困難女性の支援について、例えば経済的自立が難しい女性のため、専門技術習得の講座開催や公共施設で自習室を提供するなどの支援の取り組みなど、行政全体で取り組まれたい。 <p>②男性の育児休業取得について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業取得は男女の差なくキャリアの中断になることは否めないが、それ以上に子育て育児で得られた経験は豊かに職場に活かしていける。担当課での子の出産の際に男性職員に対して育児休業や、その他育児に関する特別休暇の取得促進につながる案内周知を個別に行った成果で男性育児休業取得者が 100%(4人/4人)取得したことを評価する。今後も育児休業取得予定者への制度案内、情報提供に努められたい。 <p>③審議会・委員会の委員選定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各審議会の委員選出にあたって、女性委員の割合が0や目標に達していない委員会で、女性委員の割合を増加させる対応は「困難である、不可能である」の理由について、そこで思考停止しているような感じを受る。そこを改善し成果を出している市町がある。なぜ阪南市は取り組みが進まないのか。学識経験者や市議会議員も女性はいる。他市町の先進事例を学び改善されたい。また、女性委員の登用について条例改正の必要がある場合は、議会に男女共同参画に際して女性委員の登用が難しい状況を説明し条例改正をおこなうよう取り組まれたい。 	<p>1.阪南市男女共同参画プラン(第3次)にかかる進捗管理について</p> <p>①プラン推進状況報告書の工夫について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書について、目標や課題に合致した事業内容を記載するなど、適切に進捗状況が把握できるような記載内容となるよう担当部署に審議会意見一覧を通知した。 <p>2.阪南市男女共同参画プラン(第3次)施策について</p> <p>①困難女性支援法の取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」施行に伴い本市においても令和7年4月1日より女性相談支援員の配置のために研修等の受講や予算措置に取り組みました。 <p>②男性の育児休業取得について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子の出生に際し、男性職員に対して育児休業やその他育児に関する特別休暇の取得促進につながる案内周知を個別に行うなどの取組をした結果、男性職員の育児休業取得者は 100%の見込みとなった。 <p>③審議会・委員会の委員選定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性委員の割合が0や目標に達していない委員会について、委員改選の際に女性委員登用に取り組むなど各課が取り組んではいるが、今年度は女性委員の登用の数字は下がってしまった。今後も行政全体で女性委員の登用が増加するよう取り組んでまいります。

阪南市男女共同参画プラン（第3次）

～笑顔を咲かせよう、スマイルプラン～

令和6年度 推進計画書

令和7年3月

阪南市男女共同参画推進本部
阪南市男女共同参画推進委員会



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 「誰も一人ぼっちにしない、誰も排除しないまち」
SDGs × 阪南市

—目次—

1. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)の施策体系	1
2. 計画推進のための重点施策と目標(活動指標)(令和6年度)	
(1)重点施策についての取組	5
(2)目標(活動指標)	6
2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和6年度)	
○基本方針Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画社会づくり	
具体的施策	
3・秘書人事課	8
12・生活環境課	9
13・市民福祉課	10
15・こども政策課	11
18・政策共創室	12
21・危機管理課	13
○基本方針Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり	
具体的施策	
22・健康増進課	14
27・人権推進課	15
32・生涯学習推進室	16
38・介護保険課	17
40・市民課	18
40・教育総務課	19
41・生活支援課	20
50・都市整備課	21
51・こども支援課	22
○基本方針Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透	
具体的施策	
56・シティプロモーション推進課	23
60・各幼稚園	24
62・各保育所	25
62・学校教育課	26
70・図書館	28
71・中央公民館	29

1. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)の施策体系

基本方針	施策の方向	施策の展開	具体的施策	担当課	
基本方針 I あらゆる分野における男女共同参画社会づくり	(1) 意思決定の場への女性の参画の拡大	1 審議会等への女性の参画の促進	1 審議会等の女性委員の比率を平成38年度までに40%以上60%以下とする	関係各課	
			2 各種審議会等への女性の登用推進	関係各課	
		2 女性職員・女性教員の管理職への登用の推進	3 「女性職員の活躍及び次世代育成支援の推進に関する特定事業主行動計画」に基づく管理職への女性職員登用の推進	秘書人事課	
			4 管理職への女性教員登用の推進	学校教育課	
		3 事業所や地域における意思決定の場への女性の参画の促進	5 女性の管理職登用の重要性についての啓発	人権推進課 生活環境課	
			6 女性の参画・登用の重要性についての啓発	政策共創室	
		4 女性の人材育成	7 男女が共に働きやすい職場づくりのための研修の充実	秘書人事課	
			8 地域活動等における女性リーダーの育成	人権推進課 関係各課	
		(2) 雇用の場における女性の活躍と男女共同参画の職場づくり	5 事業所に対して、男女が共に働きやすい職場づくりのための働きかけ	9 「女性活躍推進法」の啓発	人権推進課
				10 事業所への働きかけの強化	生活環境課 人権推進課
	6 女性や若者等のための就労支援		11 結婚や出産、子育てで離職した女性の再就労支援	生活環境課 人権推進課	
			12 働きたい女性・若者への就労支援	生活環境課 人権推進課	
			13 高齢者や障がい者等の就労機会等の拡大	介護保険課 市民福祉課 生活環境課	
	7 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現		14 事業所及び労働者への働きかけ	人権推進課 生活環境課	
			15 安心して就労できるための支援策の充実	生活環境課 こども政策課	
			16 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)実現のモデル事業所づくり	秘書人事課	
	(3) 地域における男女共同参画の推進(まちづくり、防災・復興等)		8 男女共同参画の視点に立った地域活動等の促進	17 男女共同参画の視点を踏まえた地域活動等の広報・啓発活動の推進	政策共創室
				18 地域活動等への参加の促進	政策共創室
		19 男女共同参画の視点に立った協働によるまちづくりの推進		政策共創室	
		9 男女共同参画の視点に立った防災体制の整備	20 男女のニーズの違いを反映した防災・災害復興対策の推進	危機管理課	
			21 男女で担う地域防災の促進	危機管理課	

基本方針 Ⅱ 個人 の人権が 尊重され る社会づ くり	(1) 生涯を通じた男 女の健康支援	10 生涯を通じた心身の 健康保持・増進	22 若い時からライフステージに応じた男女の違いに配慮した心身の健康の保持・増進	健康増進課 介護保険課
			23 妊娠・出産時における健康と権利	健康増進課
			24 女性に対するスポーツ参加の促進	健康増進課
		11 健康をおびやかす課 題に対する対策の推 進	25 学校における適切な性に関する指導の実施	学校教育課
			26 若年層向けの健康相談、健康学習の充実	学校教育課 健康増進課
			27 女性や子どもに対する暴力・虐待を許さない認識の浸透	人権推進課
	12 暴力を容認しない社 会風土の醸成	28 配偶者からの暴力防止法、ストーカー規制法等についての広報、学習機会の提供	人権推進課	
		29 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進	こども政策課 こども支援課 各保育所 学校教育課 各幼稚園	
		30 関係機関との連携強化	人権推進課	
		31 犯罪被害に遭いにくいまちづくり	生活環境課	
		32 青少年の健全育成の促進	学校教育課 生涯学習推進室	
		13 暴力被害者のための 相談窓口や支援機関 の周知・充実	33 相談窓口の周知、充実	人権推進課 市民福祉課 こども支援課 介護保険課 学校教育課
	34 様々な相談窓口への人権ならびに男女共同参画の視点の徹底		人権推進課 市民福祉課 こども支援課 介護保険課 学校教育課	
	14 セクシュアル・ハラス メント防止対策の推 進	35 セクシュアル・ハラスメント防止のための事業所等への働きかけ	人権推進課 生活環境課	
		36 セクシュアル・ハラスメント防止のための職員、市民に対する研修の実施	秘書人事課 人権推進課	
		37 学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の充実	学校教育課	
	15 DV防止対策の推進	38 相談体制の充実	人権推進課 こども支援課 介護保険課 市民福祉課 健康増進課 学校教育課 教育総務課	
		39 関係機関との連携強化	人権推進課 生活支援課	
		40 被害者の安全確保の徹底(被害者の子どもの安全も含む。)	人権推進課 市民課 こども支援課 介護保険課 市民福祉課 健康増進課 学校教育課 教育総務課	

基本方針 Ⅱ 個人 の人権が 尊重され る社会づ くり	(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶	15	DV防止対策の推進	41	被害者の自立を支える支援	生活支援課 人権推進課 こども支援課 介護保険課 市民福祉課 健康増進課 学校教育課 教育総務課
				42	子どもに対する支援 (デートDV含む。)	人権推進課 こども政策課 こども支援課 健康増進課 各保育所 各幼稚園 学校教育課
				43	高齢女性、障がいのある女性、在住外国人女性等への支援	人権推進課 介護保険課 市民福祉課 シティプロモーション推進課
				44	被害男性の支援	人権推進課 こども支援課 介護保険課 市民福祉課 健康増進課 学校教育課 教育総務課
	(3) 様々な困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備	16	セクシュアル・マイノリティや高齢者、障がい者、外国人女性、複合的に困難な状況に置かれている人々等が安心して暮らせるまちづくり	45	相談窓口の周知	シティプロモーション推進課 関係各課
				46	公的介護保険等介護の社会化の充実	介護保険課
				47	障がい者の生活自立の支援	市民福祉課
				48	多様な性を認める意識の醸成	人権推進課
				49	国際理解・多文化共生講座の開催	人権推進課 生涯学習推進室
				50	ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづくりの推進	シティプロモーション推進課 行政経営室 健康増進課 都市整備課
	17	ひとり親家庭への支援	51	母子家庭・父子家庭への支援	こども支援課	
基本方針 Ⅲ すべ ての世代 への男女 共同参画 意識の浸 透	(1) 男女共同参画の意識づくり	18	固定的な性別役割分担意識の解消	52	男女共同参画に関するわかりやすい広報・啓発活動の推進	人権推進課 学校教育課 シティプロモーション推進課(旧秘書広報課) 総務課
				53	地域における固定的な性別役割分担意識の見直しの啓発	人権推進課
				54	男女共同参画に関わる資料等の充実	図書館
				55	男女共同参画に関する調査の実施	人権推進課
				56	市の刊行物等での表現への配慮	シティプロモーション推進課 関係各課
				57	男女共同参画意識の浸透	秘書人事課
			58	男女共同参画に関する研修の充実	人権推進課	

		19	男女共同参画意識の向上	59	人権意識と男女共同参画の視点に立った相談事業の充実	人権推進課 こども政策課 こども支援課 介護保険課 市民福祉課 健康増進課 学校教育課
基本方針Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透	(2) 子どもの頃からの男女平等・男女共同参画の意識づくり	20	保育所、幼稚園、学校での男女平等保育・教育の推進	60	男女平等保育・教育の充実	各保育所 各幼稚園 学校教育課
				61	保育士・教職員の男女共同参画意識の向上	こども政策課 各保育所 各幼稚園 学校教育課 人権推進課
				62	多様な性を認める意識の醸成	健康増進課 各保育所 各幼稚園 学校教育課
				63	子どものエンパワーメント支援	各保育所 各幼稚園 学校教育課
		21	一人ひとりの自立・職業意識を育む教育の推進	64	性別にとらわれないキャリア教育の実施	各保育所 各幼稚園 学校教育課
	22	家庭・地域での子どもがのびのびと育つ教育の推進	65	男女平等・男女共同参画の視点に立った家庭教育・地域での学習の促進	人権推進課 生涯学習推進室 各保育所 各幼稚園 学校教育課	
			66	共同で行う家事や子育てについての啓発	こども政策課 各保育所 各幼稚園 学校教育課	
	(3) 多様な選択を可能にする生涯学習の場の確保	23	多様な選択を可能にする学習機会の提供	67	生涯学習に関する情報提供と学習機会の充実	生涯学習推進室 図書館 市民福祉課 介護保険課 健康増進課
				68	メディア・リテラシーの向上	図書館 人権推進課
				69	女性のチャレンジに関する情報提供と講座の開催	人権推進課
	(4) 男性に向けた男女共同参画推進の支援	24	家庭・地域への男性の参加・参画の促進	70	男性が家事・育児・介護に参画することに対する周囲の理解を高めるための広報・啓発活動	人権推進課 生活環境課
				71	男性の生活能力を高めるための学習機会の提供	中央公民館 こども政策課 健康増進課

3. 計画推進のための重点施策と目標値の進捗状況(令和6年度)

(1)重点施策についての取組と進捗状況

【重点施策】1. 子どもの頃からの男女平等・男女共同参画の意識づくり

<p>取組と評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育関係団体は、地域の子どもたちと活動を共にする団体が多いため、学習の成果を子どもたちへの活動に活かした。(生涯学習推進室) ・男女平等教育の視点を意識し、自分の好きな遊びや好きな色などを選ぶように保育を実践してきたことで、性別による固定観念は払拭されつつある。今後も引き続き、一人ひとりの幼児理解に努め、互いに認め合える仲間づくりを推進する必要がある。(各幼稚園) ・保育士が研修を受け職員間で共有し、人権意識を持って保育することで子どもたちも自然に人権意識が身につけてきている。(各保育所) ・市内小学校5校に対して、性教育(命の授業)を行った。 授業を通して、赤ちゃんがどのようにお腹の中で育まれるかについて学ぶとともに、命の尊さを学ぶ機会となった。また妊婦疑似体験を実施することで、男女の協力の必要性などについて啓発することができた。(健康増進課) ・すべての学校園において、年間指導計画に基づき、男女平等教育を実施するとともに、自他の良さや多様性を認める取組を実施した。また、市内小・中学校においては、標準服・制服の在り方の見直しが進み、選択できるようになっている学校が複数ある。さらに、市教委主催の人権教育研修会において、府教育庁の資料等を活用し、性的マイノリティの子どもたちを含めた全ての子どもたちが安心して過ごせる環境づくりと、教職員の性的マイノリティや生命の安全教育についての理解増進を図っている。性の多様性や男女平等教育について校内研修を実施した学校もある。(学校教育課) ・市民対象人権啓発講座であるヒューマンライツセミナー、人権を考える市民の集い、女と男のハートフル講座や人権行政推進委員研修会などを開催し、日々子どもたちに接する保護者や教職員、保育士が男女平等・男女共同参画の知識や理解を深める取組を実施した。(人権推進課)
--------------	---

【重点施策】2. 男性に向けた男女共同参画推進の支援

<p>取組と評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所人権問題連絡会会員に向けての研修案内を実施。(生活環境課) ・子育ては母親だけが担うものではなく、父親やその他の家族の協力が必要であることを啓発することも目的とした両親学級を3回行う予定にしており、現在のところ2回実施した。家族の沐浴実習や妊婦疑似体験などを通じて、協力して育児を行っていく意識づけになった。(健康増進課) ・男性の生活能力を高めるための学習機会の提供として子育て支援を実施。(公民館) ・男性が家庭生活や地域活動に参画することに対する周囲の理解を得るための広報活動として、広報誌4月号に男女共同参画に関する研修への市独自の助成金案内記事、6月号に男女共同参画週間の記事を掲載した。啓発活動としては、男女共同参画に関する市民啓発講座(女と男のハートフル講座2回、ヒューマンライツセミナー1回)を3回開催し、男性の介護など、男性に向けた男女共同参画推進の理解促進を図った。また、大阪府が実施しているDVプラス相談や「男性のための 電話相談」窓口については、ホームページに掲載し、公共施設にちらしを配架するなどして、情報提供を行った。(人権推進課)
--------------	---

【重点施策】3. 意思決定の場への女性の参画の拡大

取組と評価	<ul style="list-style-type: none">・事業所人権問題連絡会会員に向けての研修案内を実施。(生活環境課)・女性管理職令和6年度実績値・・・22.8%(前年度比較・・・0.2%増)・課長代理級の女性職員の割合は前年度比で減少した一方で、課長級の女性職員の割合は前年度から2.5%増加した。また、採用した職員に占める女性職員の割合が前年度から15%増加し、女性参画の契機とすることができた。(秘書人事課)・地域活動の中間支援組織である市民活動センター夢プラザにおいて、ヒューマンライツセミナー等のチラシを配架し、啓発を行うとともに、各団体・個人への活動等についてなど、相談業務を受ける際には、男女共同参画の視点に立つことを意識し、業務を進めた。(政策共創室)・小中学校の女性教員の管理職の割合は、女性の校長の定年退職により、校長8.3%(1人/12人)教頭33.3%(4人/12人)合計20.8%(5人/24人)となり、前年度の校長16.7%(2人/12人)教頭33.3%(4人/12人)合計25.0%(6人/24人)と比較して減少した。(学校教育課)・阪南市人権協会総会で、阪南市男女共同参画プラン(第3次)や女性活躍推進法について、周知を行うとともに、男女共同参画に関する講座等を含むヒューマンライツセミナー等の案内を送付した。また、阪南市男女共同参画推進審議会や阪南市人権擁護に関する審議会の委員として、事業所人権問題連絡会の代表が参加しており、女性が働きやすい職場や女性管理職の重要性について会議の場で議論をしている。(人権推進課)
-------	--

(2)目標(活動指標)の進捗状況

基本方針Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画社会づくり

【活動指標】

(前年度比較:上昇↑, 変動なし→, 下降↓)

活動指標		平成28年度 (計画策定時)	令和5年度 (前年度値)	令和6年度 (現状値)	前年度 比較	令和8年度 目標値	国第5次基本計画対 比最新値(令和5年)
審議会等委員に占める女性委員の割合		審議会等 31.5% 委員会等 7.7%	審議会等 35.7% 委員会等 20.6%	審議会等 33.5% 委員会等 14.7%	↓ 2.2%減 5.9%減	審議会等 40~60% 委員会等 20.5%	国:審議会等 42.1% 市町村:審議会等 28.5%
審議会等における女性委員参画比率が 0%の審議会等の割合		審議会等 12.5% 委員会等 50.0%	審議会等 6.7% 委員会等 50.0%	審議会等 6.5% 委員会等 50.0%	↓ 0.2%減 増減なし	審議会等 0.0% 委員会等 0.0%	
管理的地位にある市職員に占める女性 職員の割合		17.3%	22.6%	22.8%	↑ 0.2%	30% (行動計画 令和7年度 目標値)	
※ 審 議 会 か ら 提 案 さ れ た 活 動 指 数	部長・副理事級 ・国家公務員:指定職相当職 ・市町村職員:本庁部局長・次長 相当職	部長級 0.0% (0人/13人) 副理事級0.0% (0人/13人)	部長級 7.7% (1人/13人) 副理事級0.0% (0人/13人)	部長級8.3% (1/12人) 副理事級0.0% (0人/10人)	↑ 0.6%		国家公務員4.7% 市町村職員11.9% 民間企業8.3%
	課長級 ・国家公務員:本省課室長相当職 ・市町村職員:本庁課長相当職	15.4% (4人/26人)	16.7% (4人/24人)	19.2% (5人/26人)	↑ 2.5%		国家公務員7.5% 市町村職員19.5% 民間企業13.2%
	課長代理級 ・国家公務員:地方機関課長・本 省課長補佐相当職 ・市町村職員:本庁課長補佐相当 職	34.5% (10人/29人)	41.2% (14人/34人)	38.7% (12人/31人)	↓ 2.5%		国家公務員15.0% 市町村職員30.5% 民間企業 —%
	主幹級	30.0% (15人/50人)	33.3% (13人/39人)	33.3% (14人/42人)	増減なし		
	主査級 ・国家公務員:本省係長相当職 ・市町村職員:本庁係長相当職	45.2% (33人/73人)	44.0% (33人/75人)	44% (33人/75人)	増減なし		国家公務員29.2% 市町村職員35.7% 民間企業23.5%
	男性職員の育児休業取得者数		55.6% 男性取得者5人/ 男性取得可能者 数9人	100% 男性取得者6人/ 男性取得可能者 数6人	↑ 44.4%増		国家公務員43.9% 地方公務員31.8% 民間企業17.13% (令和4年度)
	女性消防団員(令和2年発足)		7.08% (8人/113人)	7.08% (8人/113人)	増減なし		
※参考:本市とは別組織 泉州南消防組合における女性消 防吏員割合	0.85% (4人/351人)	2.10% (7人/342人) 令和4年度	3.18% (11人/345人) 令和5年度	↑ 女性4人 男性10人採 用	5% (行動計画 令和7年度 目標値)	3.5%	
小中学校の教職員の教頭以上に占め る女性割合		17.9%	校長16.7%(2/12) 教頭33.3%(4/12) 合計25.0%(6/24)	校長8.3% (1/12) 教頭33.3%(4/12) 合計20.8%(5/24)	↓ 4.2%減	30.8%	校長20.3% 副校長・教頭 25.2%
就労に関するセミナーや講座の実施回 数と女性の参加率		4回 66.7% (平成27年度)	3回 42.86% (令和4年度)	3回 87.5% (令和5年度)	↑ 44.64% 増	3回 70%	
就労支援相談者の就職率		11.6% (平成27年度)	9.52% (令和4年度)	0%	↓ 9.52%減	20%	

基本方針Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり

【活動指標】

(前年度比較:上昇↑, 変動なし→, 下降↓)

活動指標	平成28年度 (計画策定時)	令和5年度 (前年度値)	令和6年度 (現状値)	前年度 比較	令和8年度 目標値
乳がん検診の受診率	40～69歳女性 16.3% (平成27年度)	40～69歳女性 15.6% (令和4年度)	15.1% (令和5年度)	↓ 0.5%減	50%
子宮頸がん検診の受診率	20～69歳女性 20.2% (平成27年度)	20～69歳女性 17.6% (令和4年度)	16.7% (令和5年度)	↓ 0.9%減	50%
健康教室参加者数 ※機構改革により、保健センター での健康教育は食生活改善推進 委員要請講座のみ(減少)	年間 開催回数37回 延べ 823人 (平成27年度)	開催回数40回 延べ92人 (令和4年度)	開催回数8回 延べ18人 (令和5年度)	↓ 21人減	年間 開催回数37回 延べ 女性655人 男性220人
介護予防教室参加者数	年間延べ 16,585人 (平成27年度)	延べ 21,616人 (令和4年度)	延べ 19,206人 (令和5年度)	↓ 2,410人減	年間延べ 23,450人

基本方針Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透

【活動指標】

(前年度比較:上昇↑, 変動なし→, 下降↓)

活動指標	平成28年度 (計画策定時)	令和5年度 (前年度値)	令和6年度 (現状値)	前年度 比較	令和8年度 目標値
フォーラム等男女共同参画に関する啓発活動への参加者数	年間延べ 194人	452人	520人	↑ 68人増	年間延べ 240人
男性の生活自立力向上のための セミナー等への男性の参加者数	年間延べ 19人 (平成27年度)	196人	175人	↓ 21人減	年間延べ 30人
	年間延べ 32人 (平成27年度)	年間延べ 26人	0	↓ 26人減	年間延べ 60人
男女共同参画に関する図書・資料 の充実度	436冊	640冊	562冊	↓ 78冊減	510冊

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和6年度)及び推進状況報告書

担当課		秘書人事課
基本方針		I あらゆる分野における男女共同参画社会づくり
施策の方向		(1) 意思決定の場への女性の参画の拡大
目標 (施策の展開)		2 女性職員・女性教員の管理職への登用の推進
今年度の 重点課題	具体的施策	「女性職員の活躍及び次世代育成支援の推進 3 に関する特定事業主行動計画」に基づく管理職 への女性職員登用の推進
	施策の内容	●働き方改革を推進し、誰もが働きやすい職場環境づくりに 努める。 ●育児休業等にかかる制度の周知や所属職場との連絡体制 の確保等により、育児休業等の取得及び休業からの職場へ の円滑な復帰を支援し、キャリア形成の見通しを容易にする ことで、管理職への女性職員登用の推進を図る。
事業内容		・超過勤務の縮減、ノー残業デーの徹底、年次有給休暇の計 画的な取得等職場環境の改善を図る。 ・男性職員を含め育児休業を取得しやすいよう啓発に取り組 む。 ・産前・産後の特別休暇、育児休業等に関して、取得手続の 円滑化や制度内容等のさらなる充実を図る。
評 価	成 果	・子の出生に際し、男性職員に対して育児休業やその他育児 に関する特別休暇の取得促進につながる案内周知を個別に 行った結果、男性職員の育児休業取得者は100%の見込みと なった。
	課 題	・引き続き、ノー残業デー、勤務間インターバルの徹底、また 勤怠管理システムによる時間外勤務、休暇等の情報管理を 図り、勤務時間の柔軟な運用検討が必要である。 ・育児休業等の取得に際し、更なる職場の理解や制度周知が 必要である。
今後の取組		●引き続き、育児休業等の制度や手続の周知等、職場環境 の改善に取り組む。また、働き方改革を推進するため、勤務 時間の柔軟な運用検討を行う。

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和6年度)及び推進状況報告書

担当課		生活環境課
基本方針		I あらゆる分野における男女共同参画社会づくり
施策の方向		(2) 雇用の場における女性の活躍と男女共同参画の職場づくり
目標 (施策の展開)		6 女性や若者等のための就労支援
今年度の重点課題	具体的施策	12 働きたい女性・若者への就労支援
	施策の内容	●地域就労支援コーディネーターやキャリアカウンセラーによる相談事業の実施、就労支援セミナーなど能力開発講座の開催等、地域就労支援事業を推進するとともに、庁内関係課やハローワークなど関係機関と連携し、就労困難者に対する就労支援を行う。
事業内容		・就労困難者等の雇用・就労を包括的に支援するため、地域就労支援コーディネーターやキャリアカウンセラーによる相談事業を実施。関連資料を収集し、相談者に対して情報提供を行うなど、地域就労支援事業を推進する。
評価	成果	・地域就労支援コーディネーターによる相談事業(月～金/令和6年12月末現在83件、内女性は53件)、キャリアカウンセラーによる就労・生活相談(原則第1・2・4木/令和6年12月末現在28件、内女性は25件)を実施した。
	課題	・実際に必要としている就労困難者等への周知や、よりきめ細やかな相談業務の実施に向けて、今後も庁内関係各課、関係機関・団体との連携が重要である。
今後の取組		●就労困難者等の雇用・就労に繋がるよう、利用者に応じたきめ細やかな横断業務を行うとともに、広報誌や市ウェブサイト等の活用及び関係機関等との連携強化を図り、地域就労支援相談業務や各講習会の開催など周知啓発に努める。

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和6年度)及び推進状況報告書

担当課		市民福祉課
基本方針		I あらゆる分野における男女共同参画の社会づくり
施策の方向		(2) 雇用の場における女性の活躍と男女共同参画の職場づくり
目標 (施策の展開)		6 女性や若者等のための就労支援
今年度の重点課題	具体的施策	13 高齢者や障害者等の就労機会の拡大
	施策の内容	●障害者総合支援法による障がい福祉サービスについて説明し、実施につなげる。
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳交付時や対象者から相談があった際に、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、就労定着支援について『ふくしのてびき』(市民福祉課作成)やパンフレットを用いて説明する。 ・指定相談事業所に計画案の提出を依頼し、サービスの認定を行う。 ・関係機関と情報共有し、対象者に情報を提供し、支援を行う。
評価	成果	『ふくしのてびき』を改善して社会参加の情報を提供・配布し、本人支援のため情報提供することができた。
	課題	地域活動支援センターや当事者団体の紹介などにより、社会参加の情報を提供する必要がある。
今後の取組		●今後も、必要な人に必要な情報を提供し、社会参加・就労支援に努める。

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和6年度)及び推進状況報告書

担当課		こども政策課
基本方針		I あらゆる分野における男女共同参画社会づくり
施策の方向		(2) 雇用の場における女性の活躍と男女共同参画の職場づくり
目標 (施策の展開)		7 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現
今年度の 重点課題	具体的施策	15 安心して就労できるための支援策の充実
	施策の内容	子育て中の保護者の社会参加を支援できるよう、保育所職員を適正に配置し、安全な保育と子どもの健やかな育ちを引き出す保育の実施に努める。
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> ・保育所に職員を適正に配置し、子育て中の保護者の社会参加を支援する。 ・年間を通じた待機児童の発生抑制に努める。
評価	成果	保育所に男性職員5人、女性職員75人を配置し、子育て中の保護者の社会参加を支援することができた。
	課題	安定した人材の確保。
今後の取組		●引き続き、安心して保護者が就労できるための支援を継続し、待機児童の発生抑制に努める。

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和6年度)及び推進状況報告書

担当課		政策共創室
基本方針		I あらゆる分野における男女共同参画社会づくり
施策の方向		(3) 地域における男女共同参画の推進(まちづくり、防災・復興等)
目標 (施策の展開)		8 男女共同参画の視点に立った地域活動等の促進
今年度の 重点課題	具体的施策	18 地域活動等への参加の促進
	施策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動センターに関する情報や講座に関する情報発信を幅広い世代へ周知することにより、活動センターの認知度の向上を図る。 ・地域へ出向き、地域課題の把握や地域間、団体間のコーディネートに取り組む。
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動センターのホームページ、SNS(Facebook、Instagram、Twitter、LINE)や広報はんなんを利用し、引き続き講座等の周知・啓発を行う。 ・多世代が参加しやすいよう講座の開催方法や内容などを検討し、取り組んでいく。 ・アウトリーチや活動支援のコーディネートを行い、活動団体の活性化を図る。
評価	成果	市民活動センターのホームページやSNS(Facebook、Instagram、Twitter、LINE)を活用し、幅広い世代への情報発信に努めた。また、新たな情報発信ツールとして電子回覧板を積極的に活用し、今まで情報が行き届かなかった方へも周知を心がけた。
	課題	講座受講者の年齢層に偏りが見受けられる。引き続き、子育て世代等が気軽に受講できる手法や情報発信に努める。
今後の取組		●ニーズを捉えた講座の開催や多世代が参加しやすい講座の開催などを通じて、新たな市民活動の担い手の育成に努める。

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和6年度)及び推進状況報告書

担当課		危機管理課
基本方針		I あらゆる分野における男女共同参画社会づくり
施策の方向		(3) 地域における男女共同参画の推進(まちづくり、防災・復興等)
目標 (施策の展開)		9 男女共同参画の視点に立った防災体制の整備
今年度の重点課	具体的施策	21 男女で担う地域防災の促進
	施策の内容	●女性の視点を取り入れた地域の対策が進むよう努めるとともに、男女が協力して担う地域防災の普及・徹底を図ります。
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織においては、男性を中心に組織されている傾向にあることから、平時の災害対策や災害時の対応の主体的な担い手として女性を位置付け、災害から受ける男女の人権を尊重して安全・安心を確保できる取り組みを重点課題とした上で、防災対策、対応、復旧、復興の手法やあり方についての訓練、研修等を引続き実施する。 ・女性消防団員を主とした地域への啓発活動や防災講座を行うことにより、女性の地域防災への関心を高める。
評価	成果	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織が主催で開催された訓練では男女協働で避難訓練を行い、各自役割の在り方について見直しができた。また総合防災訓練にて男女協働にて資機材設立や炊き出し訓練を行うことができた。 ・女性消防団員については、地域でのAED講習を2回実施し、市立幼稚園への出前講座(紙芝居、体操)を2回実施することができた。また、他市町村女性消防団員との交流を図ることにより、今後の活動の幅を広げることができた。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練において、役員のみならず、一般の女性参加を啓発していくこと。各自の役割を意識してもらうこと ・女性消防団員については、啓発活動の周知方法について課題である。
今後の取組		●自主防災組織の自主的な防災訓練開催の促進、●女性消防団員による地域への啓発活動の促進

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和6年度)及び推進状況報告書

担当課		健康増進課
基本方針		Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり
施策の方向		(1) 生涯を通じた男女の健康支援
目標 (施策の展開)		10 生涯を通じた心身の健康保持・増進
今年度の 重点課題	具体的施策	22 若い時からライフステージに応じた男女の違いに配慮した心身の健康の保持・増進
	施策の内容	●乳がん検診、子宮がん検診の受診者数を増やす。
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> ・乳がん検診として40歳以上の女性市民が受診できるマンモグラフィ検査を、年間16回保健センターにて実施と5カ所の医療機関へ委託して実施する。 ・子宮がん検診を、保健センターで13回の実施と12カ所の医療機関へ委託して実施する。 ・乳がん・子宮がん検診を受診しやすくするため、日曜日に2日間実施する。 ・国民健康保険加入者の特定健診受診時に同時に乳がん・子宮がん検診を受診できるようにセット健診日を10回実施する。 ・受診歴のある42～69歳のマンモグラフィ検査の対象者に電話による受診勧奨を実施する。 ・親子登園やまちなかサロンにて、チラシや模型等を用いながら、乳がん検診の啓発を行う。 ・乳幼児健診で保護者にがん検診受診を勧奨する。 ・市内の公立中学校に通う生徒の保護者あてに、検診啓発チラシを配る。 ・企業と健康づくりに関する協定を締結し、企業の協力により、がん検診の啓発を行う。 ・協会けんぽと協働して乳がん検診の受診機会を設定する。
評価	成果	令和6年11月現在、乳がん検診909人、子宮がん検診1071人受診しており、昨年度とほぼ同様の受診者数である。
	課題	保健センターで実施する乳がん検診・子宮がん検診の予約枠は全て埋まっている。委託医療機関での受信は可能のため、検診未受診者への啓発と検診受診の習慣化を図る。
今後の取組		●様々な機会を用いて、がん検診についての周知を行い、受診の啓発を行う。

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和6年度)及び推進状況報告書

担当課		人権推進課
基本方針		Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり
施策の方向		(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶
目標 (施策の展開)		12 暴力を容認しない社会風土の醸成
今年度の 重点課題	具体的施策	27 女性や子どもに対する暴力・虐待を許さない認識の浸透
	施策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 暴力防止に関するキャンペーンを充実します。 ● 女性に対する暴力が重大な人権侵害であることや、暴力が起こる社会的背景に対する理解を深めるための啓発活動、学習機会の提供を行い、暴力を許さない意識の浸透を図ります。
事業内容		<p>・令和6年4月から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」が施行されます。売春防止法を根拠とした「女性保護事業」の開始当初は想定されなかった、「女性を巡る課題」が多様化・複雑化・複合化し、性差に起因して社会的に様々な困難な問題に直面する女性を対象とした包括的な支援制度です。国や大阪府、近隣自体の状況を注視しつつ、家庭関係破綻や生活困窮などの問題を抱えている女性たちや性暴力・性被害に遭った10代の女性への支援、近年顕在化したAV出演強要、JKビジネス問題の啓発に取り組めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性総合相談 ・人権ふれあい相談
評価	成果	<p>女性総合相談を実施し、女性のあらゆる悩みに対応しました。また、人権ふれあい相談では、女性に限らず、あらゆる人の相談に対応しました。</p> <p>令和7年度からの設置に向け、大阪府の研修を受講 令和7年度予算確保に取り組めました。</p> <p>女性総合相談 278件 人権ふれあい相談 202件</p>
	課題	<p>広報やHPにも掲載し、トイレなどの個室でも周知しているが、相談者が固定化傾向にある。</p>
今後の取組		<p>現在している周知方法に加え、市民向け研修の際にも周知するなど周知方法に工夫をする。</p>

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和6年度)及び推進状況報告書

担当課		生涯学習推進室
基本方針		Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり
施策の方向		(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶
目標 (施策の展開)		12 暴力を容認しない社会風土の醸成
今年度の重点課題	具体的施策	32 青少年の健全育成の促進
	施策の内容	児童ポルノや性・暴力表現を扱うメディアが青少年に与える影響を考慮し、関係機関と連携し、青少年の健全育成を阻害する有害環境の浄化に努めます。
事業内容		青少年が安心して暮らせるまちになるよう社会環境を整えるために、青少年指導員が関係団体、小・中学校、地域と連携し、巡回指導、危険個所への看板設置、昔のくらしや遊びの体験活動や啓発活動など、市内の青少年の健全育成や非行防止等の活動事業を行います。
評価	成果	小学校区ごとに危険個所への看板設置や、夏休み・年末年始等における巡回指導を行った。また、5月と10月には昔のくらしや遊びの体験活動など、市内の青少年の健全育成や非行防止等に向けて取り組むことができた。
	課題	夏休み・年末年始等における巡回指導を行ったものの、青少年や関係団体と積極的に関わりを持つことができなかった。また、青少年指導員の減少や高齢化により、思うように活動ができないことがある。
今後の取組		青少年が安心して暮らせるまちになるよう、青少年の健全育成や非行防止等の活動に取り組む。

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和6年度)及び推進状況報告書

担当課		介護保険課
基本方針		Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり
施策の方向		(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶
目標 (施策の展開)		15 DV防止対策の推進
今年度の重点課題	具体的施策	38 相談体制の充実
	施策の内容	高齢者のDV被害者のニーズに応じた相談体制の整備を検討します。
事業内容		<p>地域包括支援センター等、関係機関と連携し、相談体制の充実を図る。</p> <p>平成30年度 虐待認定1件 平成31年度 虐待認定1件 令和元年度 虐待認定4件 令和2年度 虐待認定2件 令和3年度 虐待認定4件 令和4年度 虐待認定0件</p>
評価	成果	5件
	課題	<p>安全を確保した後の家族関係の修復が困難な事例が多い。</p> <p>施設等においては、虐待疑いの案件か否かの判断が難しく、その後の対応についても体制づくりが必要である。</p> <p>セルフネグレクトの対応、判断が難しい。</p>
今後の取組		<p>●引き続き、地域包括支援センター等、関係機関と連携し、相談体制の充実を図る。</p> <p>セルフネグレクトについても相談体制の充実をはかる。</p>

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和6年度)及び推進状況報告書

担当課		市民課
基本方針		Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり
施策の方向		(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶
目標 (施策の展開)		15 DV防止対策の推進
今年度の 重点課題	具体的施策	40 被害者の安全確保の徹底(被害者の子どもの安全も含む。)
	施策の内容	●被害者保護のため住民基本台帳事務における支援措置について課内職員及び関係各課職員の認識の共有化を図る。
事業内容		住民基本台帳事務における支援措置についての事務処理手順を見直しマニュアル等の整備に取り組みます。
評価	成果	被害者保護のため情報等漏洩の防止の徹底に努めている。
	課題	担当者が不在時の対応
今後の取組		●担当者不在時に誰でも対応できるよう課内での研修やマニュアルの充実に取り組む

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和6年度)及び推進状況報告書

担当課		教育総務課
基本方針		Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり
施策の方向		(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶
目標 (施策の展開)		15 DV防止対策の推進
今年度の 重点課題	具体的施策	40 被害者の安全確保の徹底(被害者の子どもの安全も含む。)
	施策の内容	●様々な被害者保護のため、支援措置と就学事務(就学前児童を含む)について、関係職員間の認識の共有を図ります。
事業内容		<p>・関係する複数課の職員が被害者(保護者)からの相談を同時に聞き取り、各担当がそれぞれ被害者にとって必要な事項を説明する。</p> <p>・教育委員会事務局、こども支援課及び学校園所が密に連携することにより、子どもの最新の状況や必要となる情報についての認識を共有する。</p>
評価	成果	<p>・被害保護者の相談、手続等に迅速に対応できた。</p> <p>・認識の共有を図っているため、関係教育委員会、関係機関との連携も迅速に対応できた。</p>
	課題	<p>・住民票を異動できない被害者の保護に関する支援措置、男性に対するDV、親子・親族間の問題など、様々な事象への対応が必要となっている。</p>
今後の取組		●様々な事象にも速やかに対応できるよう、引き続き関係職員間の認識の共有を図る。

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和6年度)及び推進状況報告書

担当課		生活支援課
基本方針		Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり
施策の方向		(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶
目標 (施策の展開)		15 DV防止対策の推進
今年度の重点課題	具体的施策	41 被害者の自立を支える支援
	施策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的に困窮するDV被害者に対して、専門機関の情報提供・支援を行う。 ・生活困窮者自立支援事業やくらしまるごと相談室への取次ぎを行い、必要に応じ、生活保護の申請を検討します。 ・関係機関と情報共有を密にし、臨機応変に対応できるよう相談体制を整える。
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報に配慮しながら、関係機関と情報共有し、DV被害者が生活の困窮状態から安心した生活に戻れるよう支援する。 ・DV被害者が自立できるよう、課題を明確化し、必要な専門機関への取次ぎを行うとともに、生活困窮者自立支援事業、くらしまるごと相談室に繋げる。また、必要時は生活保護申請やシェルターでの保護を検討(実施)する。
評価	成果	関係機関と情報共有し、適切な社会資源や専門機関の情報を提供し、支援することができた。
	課題	被害者は複雑な問題を抱えていることが多く、関係機関も多くなることから、確実に情報共有するとともに、被害者の課題を明確にし、関係機関ごとの役割分担を決めネットワークを作って支援する必要がある。
今後の取組		●研修等で更なる専門知識の向上に努め、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図る。

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和6年度)及び推進状況報告書

担当課		都市整備課
基本方針		Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり
施策の方向		(3) 様々な困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境
目標 (施策の展開)		セクシュアル・マイノリティや高齢者、障がい者、 16 外国人女性、複合的に困難な状況に置かれている人々等が安心して暮らせるまちづくり
今年度の重点課題	具体的施策	50 ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづくりの推進
	施策の内容	●JR山中溪駅及び周辺道路の整備に向け、引き続き関係機関、地域の方々と協議を進めるとともに、大阪府により、府道和歌山貝塚線の拡幅工事を実施する。
事業内容		・JR山中溪駅の駅舎周辺の整備工事、府道和歌山貝塚線の拡幅工事に向け、大阪府、鉄道事業者、地域の方々と協議を進める。
評価	成果	JR山中溪駅及び府道和歌山貝塚線の拡幅工事が完了し、駅周辺の整備を行うことができた。
	課題	JR山中溪駅については無人駅舎となっている。
今後の取組		JR山中溪駅の市管理部分については維持管理を実施していく。

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和6年度)及び推進状況報告書

担当課		こども支援課
基本方針		Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり
施策の方向		(3) 様々な困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備
目標 (施策の展開)		17 ひとり親家庭への支援
今年度の重点課題	具体的施策	51 母子家庭・父子家庭への支援
	施策の内容	ひとり親家庭が安心して生活できるよう、生活支援や子育て支援等に関する情報について周知を図り、支援を行う
事業内容		・対象者のニーズに応じた情報を提供するため、ひとり親家庭等に対する各種制度(児童扶養手当等、各種相談、就労支援、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、貸付、医療費の助成等)について、パンフレットの配布や、広報誌及びウェブサイトへの掲載、また、関係機関との連携を継続して行うことで、周知を図り、支援を行う。
評価	成果	随時、広報誌(計12回掲載)やウェブサイトへの掲載やパンフレットの配架により情報を提供し、関係機関と連携することで支援を行うことが出来た。(相談件数4月から12月で合計128件)
	課題	必要な人に必要な制度を正しくもれなく周知していくことが求められる。
今後の取組		●引き続き、関係機関との連携を継続して行うと共に、パンフレットや広報誌、ウェブサイトの内容の更新や充実を図り、わかりやすい情報提供を行う。

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和6年度)及び推進状況報告書

担当課		シティプロモーション推進課
基本方針		Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透
施策の方向		(1) 男女共同参画の意識づくり
目標 (施策の展開)		18 固定的な性別役割分担意識の解消
今年度の重点課題	具体的施策	56 市の刊行物等での表現への配慮
	施策の内容	●固定的な性別役割分担等が伝達されるような表現をしていないかを、毎月発行している広報はんなんや本市ウェブサイト、SNS等の公的な情報発信媒体で情報発信する際に確認を行う。
事業内容		・広報はんなん(毎月1日発行)及び本市ウェブサイト、SNS等の公的な広報媒体を通じた情報発信(随時)において、固定的な性別役割分担等が伝達されるような表現がなされていないか確認する。
評価	成果	広報はんなん及び本市ウェブサイト等の公的な広報媒体の表現について複数人で確認し、固定的な性別役割分担等が伝達されるような表現があるとの指摘はなかった。
	課題	広報はんなん及び本市ウェブサイト等の公的な広報媒体においては、各施策担当課及び当課課員それぞれが、固定的な性別役割分担等が伝達されるような表現によらないよう、また男女の多様なイメージを表現するよう、常に意識する必要がある。
今後の取組		●引き続き、広報はんなん及び本市ウェブサイト等の公的な広報媒体の表現が固定的な性別役割分担等が伝達されないような表現であるかを確認する。また、文章表現だけでなく、誌面上に使用するイラスト等も、性別役割分担等が伝達されるような表現になっていないかを意識する。

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和6年度)及び推進状況報告書

担当課		各幼稚園
基本方針		Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透
施策の方向		(2) 子どもの頃からの男女平等・男女共同参画の意識づくり
目標 (施策の展開)		20 保育所、幼稚園、学校での男女平等教育の推進
今年度の 重点課題	具体的施策	60 男女平等保育・教育の充実
	施策の内容	男女平等教育の視点から、保育環境の見直しや教材研究を進め、性別による固定概念にとらわれず、子ども一人ひとりの思いを尊重した保育・教育を充実をめざす。
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> ・性別による固定概念にとらわれず、自分の好きな遊びを選択できるように配慮し、互いに認め合えるような仲間づくりをしていく。 ・保育の中で、一人ひとりの違いや良さを認め、クラス全体で共有することで、男女平等教育を推進する。 ・多様な性についての正しい理解を深めながら、視聴覚教材などの教材研究を進め実践を行う。また、保護者への啓発も機会を捉えて行う。
評価	成果	・学年に応じた視覚的教材を取り入れたり、教師が性の多様性を意識して援助したりすることで、互いの違いを認め合う姿が出てきた。
	課題	・保護者にも機会を捉えて多様な価値観があることを発信したが、固定概念をもっている方もいるようなので、継続して伝えていきたい。
今後の取組		●保育者が多様な性についての理解を深め、あらゆる場で意識をしながら保育をする。

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和6年度)及び推進状況報告書

担当課		学校教育課
基本方針		Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透
施策の方向		(2) 子どもの頃からの男女平等・男女共同参画の意識づくり
目標 (施策の展開)		20 保育所、幼稚園、学校での男女平等保育・教育の推進
今年度の重点課題	具体的施策	62 多様な性を認める意識の醸成
	施策の内容	●どの学校にも性的マイノリティの子どもたちは在籍しているという認識の基、性の多様性に関する教職員の理解増進と子どもが安心できる環境づくりを推進していく。
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> ・研修会や学習会、講師等、研修に係る情報を適宜周知し、学校での研修を推進する。 ・「性の多様性」や「ジェンダー平等教育」をテーマに学校の人権教育担当者に対する人権教育研修会を実施する。 ・各校の取組状況を人権教育年間計画やヒアリング等で把握し、その好事例等を研修のなかで共有する。
評価	成果	校園所の管理職、人権教育担当者を対象に講師を招聘し研修会を実施。「性の多様性」をテーマにした研修会では、性的マイノリティの子どもたちに寄り添って適切な配慮をすること、「性暴力」をテーマにした研修会では、子どもたちを加害者、被害者、傍観者にさせないための生命の安全教育について理解を深めることができた。
	課題	教員の異動があっても、どこの学校でも当事者である子どもたちがいるという前提で、すべての子どもたちが過ごしやすいユニバーサルデザインの学校環境づくりを行い続けることが大切である。
今後の取組		●令和5～7年度は性犯罪・性暴力対策の「更なる集中強化期間」であることから、次年度も、すべての子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、性の多様性に関する教職員のさらなる理解増進に向けて取り組んでいく。

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和6年度)及び推進状況報告書

担当課		各保育所
基本方針		Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透
施策の方向		(2) 子どもの頃からの男女平等・男女共同参画の意識
目標 (施策の展開)		20 保育所、幼稚園、学校での男女平等保育・教育の推進
今年度の重点課題	具体的施策	62 多様な性を認める意識の醸成
	施策の内容	●性別による固定観念にとらわれず、子どもひとりひとりの思いを尊重した保育を目指す。
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> ・ひとりひとりの個性を尊重しながら、保育士が人権意識を常に持ち子どもたちと接する。 ・乳幼児期の性差について、先入観や固定概念をなくし、多様性を認識できる保育を進めていく。
評価	成果	・保育士が、固定観念にとらわれないような言葉かけや接し方を普段から意識することで子どもが安心して保育所で過ごす姿を見られる。
	課題	・研修で学んだことを職員間で共有し、職員間で意見交換や話し合いをして多様性を認める感性を磨いていく。
今後の取組		●保育の充実を図ることで、子ども一人ひとりが安心して過ごせるようにする。

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和6年度)及び推進状況報告書

担当課		生涯学習推進室(図書館※令和5年度から指定管	
基本方針		Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透	
施策の方向		(4) 男性に向けた男女共同参画推進の支援	
目標 (施策の展開)		24	家庭・地域への男性の参加・参画の促進
今年度の 重点課題	具体的施策	70	男性が家事・育児・介護に参画することに対する周囲の理解を高めるための広報・啓発活動
	施策の内容	●男性が認知症介護について学習する機会を提供する。	
事業内容		<p>図書館運営の中で、下記事業を実施するよう指定管理者に指導助言を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「認知症にやさしい図書館」として引き続き選書に留意し認知症コーナーの充実に努める。 ・阪南市地域包括支援センター・介護保険課と協力し、認知症Cafe「マスターズCafe」の活動をサポートする。 ・認知症サポーター養成講座を行う。 	
評価	成果	令和6年9月に開店6周年を迎えたマスターズCafeは、毎週木曜・第2第4火曜に活動を行なった。平均49杯販売。9月には世界アルツハイマー月間にあわせ、認知症サポーター養成講座を阪南市地域包括支援センターの協力を得て、2回実施、啓発ができた。	
	課題	マスターズCafeに訪れる方及びサポートするボランティアの新規開拓と、図書館でのPR方法。	
今後の取組		●男性も認知症介護の担い手、との意識を感じられるよう阪南市地域包括支援センターと協力して進める。	

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和6年度)及び推進状況報告書

担当課		中央公民館
基本方針		Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透
施策の方向		(4) 男性に向けた男女共同参画推進支援
目標 (施策の展開)		24 家庭・地域への男性の参加・参画の促進
今年度の 重点課題	具体的施策	71 男性の生活能力を高めるための学習機会の提供
	施策の内容	男性が生きる力を育む学習機会を提供し、地域で活動することにより生きがいを持ち、地域まちづくりにつながる循環をめざした展開を図る。
事業内容		男性が生きる力を育む学習機会を提供し、地域で活動することにより生きがいを持ち、地域まちづくりにつながる循環をめざした展開を図る。
評価	成果	【東鳥取公民館】男の料理講座1回参加者11名、男の料理クラブ13回参加者164名 【尾崎公民館】防災を学ぶ講座1回27名、避難所体験2日間24名、社会保障セミナー「将来の介護に備えて」1回9名、健康セミナー「がんのリスクと予防」1回9名、料理、健康、防災などの学習機会を提供した。
	課題	地域で活動することにより生きがいを持ち、地域まちづくりにつながる循環を生み出す展開。
今後の取組		学びの機会を提供する。学びの場から人がつながり、地域活動に発展することをめざす。



輝ける男女共同参画社会の実現へジャンプ

地方自治法第180条の5第1項、第3項を根拠とし、条例等にて規定している審議会等（令和8年度目標値…20.5%）

資料3-1

整理 番号	①委員会名	②所管課等名	③令和5.4.1現在 (定数/女性委員数/女性委員の割合)				④令和6.4.1現在 (定数/女性委員数/女性委員の割合)				⑤次の理由等記入欄【④で女性委員の割合が20.5%を下回った場合、下回る 原因及びその対応策等】
			定数	現員数	女性 委員数	女性委員 の割合	定数	現員数	女性 委員数	女性委員 の割合	
1	教育委員会	教育総務課	5	5	2	40.0%	5	5	2	40.0%	
2	選挙管理委員会	行政委員会 事務局	4	4	2	50.0%	4	4	2	50.0%	
3	公平委員会	行政委員会 事務局	3	3	1	33.3%	3	3	1	33.3%	
4	監査委員	行政委員会 事務局	2	2	0	0.0%	2	2	0	0.0%	市長が議会の同意を得て選任する。(自治法第196条) 今後も改選時には女性委員の選任について検討を続ける。
5	固定資産評価審査委員会	行政委員会 事務局	3	3	0	0.0%	3	3	0	0.0%	市長が議会の同意を得て選任する。(地方税法第423条)選任にあたり女性委員の検討もされたが、 該当者がいなかった。今後も改選時には女性委員の選任について検討を続ける。
6	農業委員会	農業委員会 事務局	17	15	0	0.0%	17	17	0	0.0%	広報で周知努力したが、農家の方は男性が主ということで応募がなかった。
合 計			34	32	5	20.6%	34	34	5	14.7%	

地方自治法第138条の4第3項・202条の3を根拠とし、条例等にて規定している審議会等(令和8年度目標値…40%)

資料3-2

整理 番号	①審議会等名	②所管課等名	③令和5.4.1現在 (定数/女性委員数/女性委員の割合)				④令和6.4.1現在 (定数/女性委員数/女性委員の割合)				⑤市民公募委 員の規定の有無	⑥⑤の うち条例 や規則 での定 数	⑦⑥の うち実人 数	⑧次の理由等記入欄【現在委嘱していない審議会等については「審議時に選任」と記入、④で40～60%を下回った場合の対応案、⑤で「無」の場合の理由、⑤で「有」かつ⑥で「不明」の場合の今後の対応策、⑦で⑥を下回った場合の今後の対応策 等】
			定数	現員数	女性 委員数	女性委員 の割合	定数	現員数	女性 委員数	女性委員 の割合				
1	特別職給料等審議会	秘書人事課	6		6		6		審議時に選任	無			審議時に選任。阪南市市民参画手続条例第3条第1項各号の規定に該当しないため。	
2	総合計画審議会	政策共創室	20				20	12	4	33.3%	有	5	5	④各種団体代表として団体から推薦のあった方の男性率が高いため、以後推薦を依頼する際の女性委員への配慮、市民委員公募の際の募集方法等、手法を検討する。
3	公共料金等適正化審議会	行財政構造改革推進室	10	8	2	25.0%	10	9	2	22.2%	有	2	1	④今後の委員委嘱に際しては女性委員の選任に向けて取り組む。 ⑦「公募による市民2人以内」の規定により市民公募委員2人の委嘱に今後取り組む。
4	住居表示審議会	市民課	25				25		審議時に選任	無			人数等の規定は無し	
5	民生委員推薦会(規則)	生活支援課	13	9	3	33.3%	13	9	4	44.4%	無			
6	国民健康保険運営協議会	保険年金課	14	13	6	46.2%	14	13	6	46.2%	有			ただし、被保険者の代表4名を選出
7	防災会議	危機管理課	50	39	3	7.7%	50	37	3	8.1%	無			自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のみ
8	入札監視委員会	総務課	3	3	0	0.0%	3	3	0	0.0%	無			・今後の委員委嘱に際して女性委員の選任に向けて取り組む
9	情報公開・個人情報保護審査会	総務課	5	5	2	40.0%	5	5	2	40.0%	無			情報公開及び個人情報保護の制度に関して識見を有する者のみ
10	人権擁護に関する審議会	人権推進課	15	13	8	61.5%	15	13	8	61.5%	有	2	2	
11	税政審議会	税務課	10				10			審議時に選任	有	2		審議時に選任
12	介護保険運営協議会	介護保健課	20	16	6	37.5%	20	14	6	42.9%	無			ただし、被保険者の代表(人数は不明)を選出
13	国民保護協議会	危機管理課	50				50			審議時に選任	無			審議時に選任
14	都市計画審議会	都市整備課	15	13	2	15.4%	15	15	1	6.7%	有	2	2	各種団体の代表者、学識者、市議会議員、市民で構成しており、改選の際に、女性委員の増加に向け取り組んだが、結果として前回より少なくなりました。今後も引き続き改選時に女性委員の増加に向け取り組む
15	社会教育委員会	生涯学習推進室	12	8	2	25.0%	12	8	2	25.0%	有	不明	1	人数等の規定は無し
16	文化財保護審議会	生涯学習推進室	10	6	2	33.3%	10	6	2	33.3%	無			④次回の新たな委員委嘱時に女性の選任を検討する ⑤文化財に関する重要事項を調査審議するため学識経験者に限る
17	スポーツ推進審議会	生涯学習推進室	12	8	2	25.0%	12	8	2	25.0%	有	1	1	④次回の新たな委員委嘱時に女性の選任を検討する
18	図書館協議会	生涯学習推進室	12	11	8	72.7%	12	11	7	63.6%	有	不明	1	人数等の規定は無し
19	文化センター協議会	生涯学習推進室	12	8	2	25.0%	12	8	2	25.0%	有	2名以内	1	④次回の新たな委員委嘱時に女性の選任を検討する
20	公民館運営審議会	中央公民館	20	13	6	46.2%	20	13	7	53.8%	有	無	1	人数等の規定は無し
21	予防接種健康被害調査委員会	健康増進課	5	4	1	25.0%	5	4	1	25.0%	無			医学的な識見を有する者のみ(医師・泉佐野保健所長)
22	退職手当審査会	秘書人事課	3				3			審議時に選任	無			審議時に選任。阪南市市民参画手続条例第3条第1項各号の規定に該当しないため。
23	青少年問題協議会	生涯学習推進室	30				3			審議時に選任	無			

整理番号	①審議会等名	②所管課等名	③令和5.4.1現在 (定数/女性委員数/女性委員の割合)				④令和6.4.1現在 (定数/女性委員数/女性委員の割合)				⑤市民公募委員 の規定の有無	⑥⑤の うち条例 や規則 での定 数	⑦⑥の うち実人 数	⑧次の理由等記入欄【現在委嘱していない審議会等については「審議時に選任」と記入、④で40～60%を下回った場合の対応策、⑤で「無」の場合の理由、⑤で「有」かつ⑥で「不明」の場合の今後の対応策、⑦で⑥を下回った場合の今後の対応策 等】
			定数	現員数	女性委員数	女性委員の割合	定数	現員数	女性委員数	女性委員の割合				
24	自治基本条例推進委員会	政策共創室	12	12	4	33.3%	12	12	4	33.3%	有	5	5	④各種団体代表として団体から推薦のあった方の男性率が高いため、以後推薦を依頼する際の女性委員への配慮、市民委員公募の際の募集方法等、手法を検討する。
25	外部評価委員会	政策共創室	5	5	2	40.0%	5	5	2	40.0%	有	5	3	
26	子ども・子育て会議	こども政策課	20	18	12	66.7%	20	18	7	38.9%	有	3	3	・次回委員選任時に女性委員の割合が40%を上回るよう努める。 ※市民公募委員に関する事項については条例に基づき要綱で規定。
27	男女共同参画推進審議会	人権推進課	10	9	6	66.7%	10	10	5	50.0%	有	無	2	⑤人数の規定はなし
28	行政不服審査会	総務課	5	5	2	40.0%	5	5	2	40.0%	無			法令及び例規並びに行政に関し優れた識見を有する者のみ
29	教育委員会評価委員会	教育総務課	3	3	1	33.3%	5	3	1	33.3%	無			教育に関し学識経験を有する者のみ
30	阪南市教育支援委員会	学校教育課	34	27	17	63.0%	34	27	15	55.6%	無			医師、教育機関の職員、市の職員のみ
31	阪南市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	学校教育課	10	10			10	9	3	33.3%	無			義務教育諸学校の校長及び教員、義務教育諸学校に在籍する児童又は生徒の保護者、教育委員会事務局の職員のみ
32	障害者施策推進協議会	市民福祉課	21	21	11	52.4%	25	17	7	41.2%	有	不明	2	⑥委員選任に柔軟に対応するため、人数等の規定を設ける予定はない。
33	地域福祉推進連絡協議会	市民福祉課	令和6年度より設置				20	審議時に選任			有	不明		審議時に選任 ⑥委員選任に柔軟に対応するため、人数等の規定を設ける予定はない。
34	阪南市空家等対策協議会	都市整備課	10	8	0	0.0%	10	8	0	0.0%	無			法務、不動産、建築、福祉に関し学識経験者を有する者のみ 地域住民代表として自治会連合会の副会長職が参加 次回更新時に推薦団体に女性委員の推薦を働きかける。
35	おもいやりあふれるまち阪南まち・ひと・しごと創生委員会	成長戦略室	15	15	1	6.7%	15	15	2	13.3%	有	2	2	④各種団体代表として推薦のあった方の男性率が高いため、以後推薦を依頼する際の女性委員への配慮等、手法を検討する。
36	市民協働推進委員会	政策共創室	10	9	4	44.4%	10	9	4	44.4%	有	3	3	人数等の規定は無し(法の規定によると「地域住民」を参加させるとのこと)
37	いじめ問題対策連絡協議会	学校教育課	10	審議時に選任			10	8	3	37.5%	無			小中学校の校長会代表、関係課の市職員、警察署等の関係団体代表職員等
38	阪南市立学校のあり方検討委員会	教育総務課	14	13	2	15.4%	14	14	3	21.4%	有	3	3	④各種団体の代表(自治会、PTA)や行政職など宛職となっているため、結果的に下回っている。今後の選任の際には、各団体に対して女性委員の推薦を要望する。
合計			551	338	124	35.7%	550	348	117	33.5%				

阪南市男女共同参画プラン（第3次）

～笑顔を咲かせよう、スマイルプラン～

令和7年度 推進計画書

令和7年3月

阪南市男女共同参画推進本部
阪南市男女共同参画推進委員会



— 目次 —

1. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)の施策体系	1
2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画及び進捗状況(令和6年度)	
・秘書人事課	5
・危機管理課	6
・人権推進課	7
・政策共創室	8
・シティプロモーション推進課	9
・市民課	10
・生活環境課	11
・市民福祉課	12
・生活支援課	13
・介護保険課	14
・健康増進課	15
・こども政策課	16
・こども支援課	17
・各幼稚園	18
・各保育所	19
・都市整備課	20
・教育総務課	21
・学校教育課	22
・生涯学習推進室	23
・図書館	24
・中央公民館	25

1. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)の施策体系

基本方針	施策の方向	施策の展開	具体的施策	担当課
基本方針 I あらゆる分野における男女共同参画社会づくり	(1) 意思決定の場への女性の参画の拡大	1 審議会等への女性の参画の促進	1 審議会等の女性委員の比率を平成38年度までに40%以上60%以下とする	関係各課
			2 各種審議会等への女性の登用推進	関係各課
		2 女性職員・女性教員の管理職への登用の推進	3 「女性職員の活躍及び次世代育成支援の推進に関する特定事業主行動計画」に基づく管理職への女性職員登用の推進	秘書人事課(旧人事課)
			4 管理職への女性教員登用の推進	学校教育課
		3 事業所や地域における意思決定の場への女性の参画の促進	5 女性の管理職登用の重要性についての啓発	人権推進課 生活環境課
			6 女性の参画・登用の重要性についての啓発	政策共創室
		4 女性の人材育成	7 男女が共に働きやすい職場づくりのための研修の充実	秘書人事課
			8 地域活動等における女性リーダーの育成	人権推進課 関係各課
	(2) 雇用の場における女性の活躍と男女共同参画の職場づくり	5 事業所に対して、男女が共に働きやすい職場づくりのための働きかけ	9 「女性活躍推進法」の啓発	人権推進課
			10 事業所への働きかけの強化	生活環境課 人権推進課
		6 女性や若者等のための就労支援	11 結婚や出産、子育てで離職した女性の再就労支援	生活環境課 人権推進課
			12 働きたい女性・若者への就労支援	生活環境課 人権推進課
			13 高齢者や障がい者等の就労機会等の拡大	介護保険課 市民福祉課 生活環境課
		7 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現	14 事業所及び労働者への働きかけ	人権推進課 生活環境課
			15 安心して就労できるための支援策の充実	生活環境課 こども政策課
	16 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)実現のモデル事業所づくり		秘書人事課	
	(3) 地域における男女共同参画の推進(まちづくり、防災・復興等)	8 男女共同参画の視点に立った地域活動等の促進	17 男女共同参画の視点を踏まえた地域活動等の広報・啓発活動の推進	政策共創室
			18 地域活動等への参加の促進	政策共創室
			19 男女共同参画の視点に立った協働によるまちづくりの推進	政策共創室
		9 男女共同参画の視点に立った防災体制の整備	20 男女のニーズの違いを反映した防災・災害復興対策の推進	危機管理課
			21 男女で担う地域防災の促進	危機管理課

基本方針
Ⅱ 個人
の人権が
尊重され
る社会づ
くり

(1) 生涯を通じた男女の健康支援	10	生涯を通じた心身の健康保持・増進	22	若い時からライフステージに応じた男女の違いに配慮した心身の健康の保持・増進	健康増進課 介護保険課
			23	妊娠・出産時における健康と権利	健康増進課
			24	女性に対するスポーツ参加の促進	健康増進課
	11	健康をおびやかす課題に対する対策の推進	25	学校における適切な性に関する指導の実施	学校教育課
			26	若年層向けの健康相談、健康学習の充実	学校教育課 健康増進課
	12	暴力を容認しない社会風土の醸成	27	女性や子どもに対する暴力・虐待を許さない認識の浸透	人権推進課
			28	配偶者からの暴力防止法、ストーカー規制法等についての広報、学習機会の提供	人権推進課
			29	子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進	こども政策課 こども支援課 各保育所 学校教育課 各幼稚園
			30	関係機関との連携強化	人権推進課
			31	犯罪被害に遭いにくいまちづくり	生活環境課
			32	青少年の健全育成の促進	学校教育課 生涯学習推進室
13			暴力被害者のための相談窓口や支援機関の周知・充実	33	相談窓口の周知、充実
	34	様々な相談窓口への人権ならびに男女共同参画の視点の徹底		人権推進課 市民福祉課 こども支援課 介護保険課 学校教育課	
14	セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	35	セクシュアル・ハラスメント防止のための事業所等への働きかけ	人権推進課 生活環境課	
		36	セクシュアル・ハラスメント防止のための職員、市民に対する研修の実施	秘書人事課 人権推進課	
		37	学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の充実	学校教育課	
15	DV防止対策の推進	38	相談体制の充実	人権推進課 こども支援課 介護保険課 市民福祉課 健康増進課 学校教育課 教育総務課	
		39	関係機関との連携強化	人権推進課 生活支援課	
		40	被害者の安全確保の徹底(被害者の子どもの安全も含む。)	人権推進課 市民課 こども支援課 介護保険課 市民福祉課 健康増進課 学校教育課 教育総務課	

基本方針 Ⅱ 個人 の人権が 尊重され る社会づ くり	(2) 女性に対するあ らゆる暴力の根絶	15 DV防止対策の推進	41	被害者の自立を支える支援	生活支援課 人権推進課 こども支援課 介護保険課 市民福祉課 健康増進課 学校教育課 教育総務課
			42	子どもに対する支援 (デートDV含む。)	人権推進課 こども政策課 こども支援課 健康増進課 各保育所 各幼稚園 学校教育課
			43	高齢女性、障がいのある女性、在住外国人女 性等への支援	人権推進課 介護保険課 市民福祉課 シティプロモ ーション推進課
			44	被害男性の支援	人権推進課 こども支援課 介護保険課 市民福祉課 健康増進課 学校教育課 教育総務課
	(3) 様々な困難を抱 えた人々が安心して 暮らせる環境の整備	16 セクシュアル・マイノ リティや高齢者、障が い者、外国人女性、 複合的に困難な状況 に置かれている人々 等が安心して暮らせ るまちづくり	45	相談窓口の周知	シティプロモ ーション推進課 関係各課
			46	公的介護保険等介護の社会化の充実	介護保険課
			47	障がい者の生活自立の支援	市民福祉課
			48	多様な性を認める意識の醸成	人権推進課
			49	国際理解・多文化共生講座の開催	人権推進課 生涯学習推進室
			50	ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづく りの推進	シティプロモ ーション推進課 行政経営室 健康増進課 都市整備課
17	ひとり親家庭への支 援	51	母子家庭・父子家庭への支援	こども支援課	
基本方針 Ⅲ すべて の世代へ の男女 共同参画 意識の浸 透	(1) 男女共同参画の 意識づくり	18 固定的な性別役割分 担意識の解消	52	男女共同参画に関するわかりやすい広報・啓 発活動の推進	人権推進課 学校教育課 シティプロモーション推 進課(旧秘書広報課) 総務課
			53	地域における固定的な性別役割分担意識の 見直しの啓発	人権推進課
			54	男女共同参画に関わる資料等の充実	図書館
			55	男女共同参画に関する調査の実施	人権推進課
			56	市の刊行物等での表現への配慮	シティプロモ ーション推進課 関係各課
			57	男女共同参画意識の浸透	秘書人事課
	19 男女共同参画意識の 向上	58	男女共同参画に関する研修の充実	人権推進課	
		59	人権意識と男女共同参画の視点に立った相 談事業の充実	人権推進課 こども政策課 こども支援課 介護保険課 市民福祉課 健康増進課 学校教育課	

基本方針 Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透	(2) 子どもの頃からの男女平等・男女共同参画の意識づくり	20 保育所、幼稚園、学校での男女平等保育・教育の推進	60	男女平等保育・教育の充実	各保育所 各幼稚園 学校教育課
			61	保育士・教職員の男女共同参画意識の向上	こども政策課 各保育所 各幼稚園 学校教育課 人権推進課
			62	多様な性を認める意識の醸成	健康増進課 各保育所 各幼稚園 学校教育課
			63	子どものエンパワーメント支援	各保育所 各幼稚園 学校教育課
	(3) 多様な選択を可能にする生涯学習の場の確保	21 一人ひとりの自立・職業意識を育む教育の推進	64	性別にとらわれないキャリア教育の実施	各保育所 各幼稚園 学校教育課
			22 家庭・地域での子どもがのびのびと育つ教育の推進	65	男女平等・男女共同参画の視点に立った家庭教育・地域での学習の促進
	(3) 多様な選択を可能にする生涯学習の場の確保	23 多様な選択を可能にする学習機会の提供		66	共同で行う家事や子育てについての啓発
			67	生涯学習に関する情報提供と学習機会の充実	生涯学習推進室 図書館 市民福祉課 介護保険課 健康増進課
			68	メディア・リテラシーの向上	図書館 人権推進課
	(4) 男性に向けた男女共同参画推進の支援	24 家庭・地域への男性の参加・参画の促進	69	女性のチャレンジに関する情報提供と講座の開催	人権推進課
			70	男性が家事・育児・介護に参画することに対する周囲の理解を高めるための広報・啓発活動	人権推進課 生活環境課
				71	男性の生活能力を高めるための学習機会の提供

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和7年度)

担当課		秘書人事課
基本方針		I あらゆる分野における男女共同参画社会づくり
施策の方向		(1) 意思決定の場への女性の参画の拡大
目標 (施策の展開)		2 女性職員・女性教員の管理職への登用の推進
今年度の 重点課題	具体的施策	3 「女性職員の活躍及び次世代育成支援の推進に関する特定事業主行動計画」に基づく管理職への女性職員登用の推進
	施策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●働き方改革を推進し、誰もが働きやすい職場環境づくりに努めます。 ●育児休業等にかかる制度の周知や所属職場との連絡体制の確保等により、育児休業等の取得及び休業からの職場への円滑な復帰を支援し、キャリア形成の見通しを容易にすることで、管理職への女性職員登用の推進を図ります。
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> ・超過勤務の縮減、ノー残業デーの徹底、勤怠管理システム活用による年次有給休暇の計画的な取得等、勤務時間の柔軟な運用を検討する。 ・育児休業等を取得しやすいよう研修実施や制度周知、相談体制の整備。
評価	成果	
	課題	
今後の取組		●

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和7年度)

担当課		危機管理課
基本方針		I あらゆる分野における男女共同参画社会づくり
施策の方向		(3) 地域における男女共同参画の推進(まちづくり、防災・復興等)
目標 (施策の展開)		9 男女共同参画の視点に立った防災体制の整備
今年度の 重点課題	具体的施策	21 男女で担う地域防災の促進
	施策の内容	●女性の視点を取り入れた地域の対策が進むよう努めるとともに、男女が協力して担う地域防災の普及・徹底を図ります。
事業内容		<p>・自主防災組織においては、男性を中心に組織されている傾向にあることから、平時の災害対策や災害時の対応の主体的な担い手として女性を位置付け、災害から受ける男女の人権を尊重して安全・安心を確保できる取り組みを重点課題とした上で、防災対策、対応、復旧、復興の手法やあり方についての訓練、研修等を引続き実施する。</p> <p>・女性消防団員を主とした地域への啓発活動や防災講座を行うことにより、女性の地域防災への関心を高める。</p>
評価	成果	
	課題	
今後の取組		●

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和7年度)

担当課		人権推進課
基本方針		Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり
施策の方向		(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶
目標 (施策の展開)		12 暴力を容認しない社会風土の醸成
今年度の 重点課題	具体的施策	27 女性や子どもに対する暴力・虐待を許さない認識の浸透
	施策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 暴力防止に関するキャンペーンを充実します。 ● 女性に対する暴力が重大な人権侵害であることや、暴力が起こる社会的背景に対する理解を深めるための啓発活動、学習機会の提供を行い、暴力を許さない意識の浸透を図ります。
事業内容		<p>・令和6年4月から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」が施行されます。売春防止法を根拠とした「女性保護事業」の開始当初は想定されなかった、「女性を巡る課題」が多様化・複雑化・複合化し、性差に起因して社会的に様々な困難な問題に直面する女性を対象とした包括的な支援制度です。令和7年度は、困難な問題を抱える女性を総合的に支援できるよう女性相談員を配置し、事業を行います。</p>
評価	成果	
	課題	
今後の取組		●

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和7年度)

担当課		政策共創室
基本方針		I あらゆる分野における男女共同参画社会づくり
施策の方向		(3) 地域における男女共同参画の推進(まちづくり、防災・復興等)
目標 (施策の展開)		8 男女共同参画の視点に立った地域活動等の促進
今年度の 重点課題	具体的施策	18 地域活動等への参加の促進
	施策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動センターに関する情報や講座に関する情報発信を幅広い世代へ周知することにより、活動センターの認知度の向上を図る。 ・地域へ出向き、地域課題の把握や地域間、団体間のコーディネートに取り組む。
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動センターのホームページ、SNS(Facebook、Instagram、Twitter、LINE)や広報はんなんを利用し、引き続き講座等の周知・啓発を行う。 ・多世代が参加しやすいよう講座の開催方法や内容などを検討し、取り組んでいく。 ・アウトリーチや活動支援のコーディネートを行い、活動団体の活性化を図る。
評価	成果	
	課題	
今後の取組		●

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和7年度)

担当課		シティプロモーション推進課
基本方針		Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透
施策の方向		(1) 男女共同参画の意識づくり
目標 (施策の展開)		18 固定的な性別役割分担意識の解消
今年度の重点課題	具体的施策	56 市の刊行物等での表現への配慮
	施策の内容	●固定的な性別役割分担等が伝達されるような表現をしていないかを、毎月発行している広報はんなんや本市ウェブサイト、SNS等の公的な情報発信媒体で情報発信する際に確認を行う。
事業内容		・広報はんなん(毎月1日発行)及び本市ウェブサイト、SNS等の公的な広報媒体を通じた情報発信(随時)において、固定的な性別役割分担等が伝達されるような表現がなされていないか確認する。
評価	成果	
	課題	
今後の取組		●

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和7年度)

担当課		市民課
基本方針		Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり
施策の方向		(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶
目標 (施策の展開)		15 DV防止対策の推進
今年度の 重点課題	具体的施策	40 被害者の安全確保の徹底(被害者の子どもの安全も含む。)
	施策の内容	●被害者保護のため住民基本台帳事務における支援措置について課内職員及び関係各課職員の認識の共有化を図ります。
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳情報を取り扱う関係部局や関係他市町村に遅滞なく情報を提供する。 ・住民基本台帳事務における支援措置について担当職員が、業務の経験度合いにかかわらず適正に事務ができるようにマニュアルの充実に取り組む。
評価	成果	
	課題	
今後の取組		●

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和7年度)

担当課		生活環境課
基本方針		I あらゆる分野における男女共同参画社会づくり
施策の方向		(2) 雇用の場における女性の活躍と男女共同参画の職場づくり
目標 (施策の展開)		6 女性や若者等のための就労支援
今年度の重点課題	具体的施策	12 働きたい女性・若者への就労支援
	施策の内容	●地域就労支援コーディネーターやキャリアカウンセラーによる相談事業の実施、就労支援セミナーなど能力開発講座の開催等、地域就労支援事業を推進するとともに、庁内関係課やハローワークなど関係機関と連携し、就労困難者に対する就労支援を行う。
事業内容		・就労困難者等の雇用・就労を包括的に支援するため、地域就労支援コーディネーターやキャリアカウンセラーによる相談事業を実施。関連資料を収集し、相談者に対して情報提供を行うなど、地域就労支援事業を推進する。
評価	成果	
	課題	
今後の取組		●

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和7年度)

担当課		市民福祉課
基本方針		Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり
施策の方向		(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶
目標 (施策の展開)		13 暴力被害者のための相談窓口や支援機関の周知・充実
今年度の重点課題	具体的施策	33 相談窓口の周知、充実
	施策の内容	多様な相談窓口を整理し、必要な人々に届きやすい情報提供を行う。
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> ・市障がい者虐待防止センターと、関係機関(警察、障がい者就労事業所、特定計画相談事業所)との連携に努め、広報に記載されている相談窓口の周知を図る。 ・阪南市が委託している障がい者相談員(視覚、聴覚、肢体不自由、知的、精神)の相談業務の質の向上や周知・充実に務める。 ・おおむね中学校区単位に地域の福祉相談員(CSW)を配置し、障がい者虐待はもとより、個別の福祉サービスの利用や生活全般の困りごとの相談に応じ、住民の力での解決を支援し、必要に応じて専門職につなぐ。
評価	成果	
	課題	
今後の取組		●

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和7年度)

担当課		生活支援課
基本方針		Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり
施策の方向		(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶
目標 (施策の展開)		15 DV防止対策の推進
今年度の重点課題	具体的施策	41 被害者の自立を支える支援
	施策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的に困窮するDV被害者に対して、専門機関の情報提供・支援を行う。 ・生活困窮者自立支援事業やくらしまるごと相談室への取次ぎを行い、必要に応じ、生活保護の申請を検討します。 ・関係機関と情報共有を密にし、臨機応変に対応できるよう相談体制を整える。
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報に配慮しながら、関係機関と情報共有し、DV被害者が生活の困窮状態から安心した生活に戻れるよう支援する。 ・DV被害者が自立できるよう、課題を明確化し、必要な専門機関への取次ぎを行うとともに、生活困窮者自立支援事業、くらしまるごと相談室に繋げる。また、必要時は生活保護申請やシェルターでの保護を検討(実施)する。
評価	成果	
	課題	
今後の取組		●

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和7年度)

担当課		介護保険課
基本方針		Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり
施策の方向		(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶
目標 (施策の展開)		15 DV防止対策の推進
今年度の重点課題	具体的施策	38 相談窓口の充実
	施策の内容	高齢者のDV被害者のニーズに応じた相談体制の整備を検討します。
事業内容		<p>地域包括支援センター等、関係機関と連携し、相談体制の充実を図る。</p> <p>平成30年度 虐待認定1件 平成31年度 虐待認定1件 令和元年度 虐待認定4件 令和2年度 虐待認定2件 令和3年度 虐待認定4件 令和4年度 虐待認定0件 令和5年度 虐待認定5件</p>
評価	成果	
	課題	
今後の取組		●

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和7年度)

担当課		健康増進課
基本方針		Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり
施策の方向		(1) 生涯を通じた男女の健康支援
目標 (施策の展開)		10 生涯を通じた心身の健康保持・増進
今年度の 重点課題	具体的施策	20 若い時からライフステージに応じた男女の違いに配慮した心身の健康の保持・増進
	施策の内容	●乳がん検診、子宮がん検診の受診者数を増やす。
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> ・乳がん検診として40歳以上の女性市民が受診できるマンモグラフィ検査を、年間16回保健センターにて実施と8カ所の医療機関へ委託して実施する。 ・子宮がん検診を、保健センターで13回の実施と12カ所の医療機関へ委託して実施する。 ・乳がん・子宮がん検診を受診しやすくするため、日曜日に2日間実施する。 ・国民健康保険加入者の特定健診受診時に同時に乳がん・子宮がん検診を受診できるようにセット健診日を10回実施する。 ・受診歴のある40～50歳代のマンモグラフィ検査の対象者に電話による受診勧奨を実施する。 ・親子登園やまちなかサロンにて、チラシや模型等を用いながら、乳がん検診の啓発を行う。 ・乳幼児健診で保護者にがん検診受診を勧奨する。 ・企業と健康づくりに関する協定を締結し、企業の協力により、がん検診の啓発を行う。 ・協会けんぽと協働して乳がん検診の受診機会を設定する。 ・子育てアプリにより、子宮頸がん検診を啓発する。
評価	成果	
	課題	
今後の取組		●

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和7年度)

担当課		こども政策課
基本方針		I あらゆる分野における男女共同参画社会づくり
施策の方向		(2) 雇用の場における女性の活躍と男女共同参画の職場づくり
目標 (施策の展開)		7 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現
今年度の重点課題	具体的施策	15 安心して就労できるための支援策の充実
	施策の内容	子育て中の保護者の社会参加を支援できるよう、保育所職員を適正に配置し、安全な保育と子どもの健やかな育ちを引き出す保育の実施に努める。
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> ・保育所に職員を適正に配置し、子育て中の保護者の社会参加を支援する。 ・年間を通した待機児童の発生抑制に努める。
評価	成果	
	課題	
今後の取組		●

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和7年度)

担当課		こども支援課
基本方針		Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり
施策の方向		(3) 様々な困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備
目標 (施策の展開)		17 ひとり親家庭への支援
今年度の 重点課題	具体的施策	51 母子家庭・父子家庭への支援
	施策の内容	ひとり親家庭が安心して生活できるよう、生活支援や子育て支援等に関する情報について周知を図り、支援を行う
事業内容		<p>・対象者のニーズに応じた情報を提供するため、ひとり親家庭等に対する各種制度(児童扶養手当等、各種相談、就労支援、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、貸付、医療費の助成等)について、パンフレットの配布や、広報誌及びウェブサイトへの掲載、また、関係機関との連携を継続して行うことで、周知を図り、支援を行う。</p>
評価	成果	
	課題	
今後の取組		●

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和7年度)

担当課		各幼稚園
基本方針		Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透
施策の方向		(2) 子どもの頃からの男女平等・男女共同参画の意識づくり
目標 (施策の展開)		20 保育所、幼稚園、学校での男女平等教育の推進
今年度の 重点課題	具体的施策	60 男女平等保育・教育の充実
	施策の内容	男女平等教育の視点から、保育環境の見直しや教材研究を進め、性別による固定概念にとらわれず、子ども一人ひとりの思いを尊重した保育・教育の充実をめざす。
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> ・固定概念にとらわれず、子どもたちが性の多様性を知り、互いに認め合えるような保育を進めていく。 ・多様な性についての正しい理解を深め、視聴覚教材などを取り入れながら保育実践を行う。 ・保護者への情報発信や啓発も機会を捉えて行う。
評価	成果	
	課題	
今後の取組		●

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和7年度)

担当課		各保育所
基本方針		Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透
施策の方向		(2) 子どもの頃からの男女平等・男女共同参画の意識
目標 (施策の展開)		20 保育所、幼稚園、学校での男女平等保育・教育の推進
今年度の重点課題	具体的施策	62 多様な性を認める意識の醸成
	施策の内容	● 性別による固定観念にとらわれず、子どもひとりひとりの思いを尊重した保育を目指す。
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> ・保育士が人権意識を持って子どもたちに接することができるように研修を受け、話し合い、職員間で共通認識を持つことで保育の向上を図る。 ・性別による固定観念にとらわれず、互いに認め合えるような仲間づくりを意識する。
評価	成果	
	課題	
今後の取組		●

担当課		都市整備課
基本方針		Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり
施策の方向		(3) 様々な困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境
目標 (施策の展開)		セクシュアル・マイノリティや高齢者、障がい者、外国人女性、複合的に困難な状況に置かれている人々等が安心して暮らせるまちづくり
今年度の重点課題	具体的施策	50 ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづくりの推進
	施策の内容	今年度は具体的な事業はありませんが、引き続き、阪南市都市計画マスタープランに基づき、すべての人が利用しやすい公共施設をめざし、ユニバーサルデザインに配慮した事業を推進します。
事業内容		事業化の際は、各課と連携を図りながら、引き続き本マスタープランに基づき、男女共同参画の視点を踏まえたまちづくりを推進し、その取り組みについて、市民等への情報発信に努めます。
評価	成果	
	課題	
今後の取組		●

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和7年度)

担当課		教育総務課
基本方針		Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり
施策の方向		(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶
目標 (施策の展開)		15 DV防止対策の推進
今年度の重点課題	具体的施策	40 被害者の安全確保の徹底(被害者の子どもの安全も含む。)
	施策の内容	●様々な被害者保護のため、支援措置と就学事務(就学前児童を含む)について、関係職員間の認識の共有を図ります。
事業内容		<p>・関係する複数課の職員が被害者(保護者)からの相談を同時に聞き取り、各担当がそれぞれ被害者にとって必要な事項を説明する。</p> <p>・教育委員会事務局、こども支援課、及び学校園所が密に連携することにより、子どもの最新の状況や必要となる情報についての認識を共有する。</p>
評価	成果	
	課題	
今後の取組		●

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和7年度)

担当課		学校教育課
基本方針		Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透
施策の方向		(2) 子どもの頃からの男女平等・男女共同参画の意識づくり
目標 (施策の展開)		20 保育所、幼稚園、学校での男女平等保育・教育の推進
今年度の重点課題	具体的施策	62 多様な性を認める意識の醸成
	施策の内容	●どの学校にも性的マイノリティの子どもたちは在籍しているという認識のもと、性の多様性に関する教職員の理解増進と子どもが安心できる環境づくりを推進していく。
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> ・学校に向けて、多様な性を認める意識の醸成に関する研修会や学習会、講師等、研修に係る情報を適宜周知する。 ・「性の多様性」「生命の安全教育」「ジェンダー平等教育」をテーマとし、校園所の人権教育担当者等を対象にした人権教育研修会を開催する。 ・各校の取組状況を人権教育年間計画やヒアリング等で把握し、その好事例等を研修のなかで共有する。
評価	成果	
	課題	
今後の取組		●

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和7年度)

担当課		生涯学習推進室
基本方針		Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透
施策の方向		(3) 多様な選択を可能にする生涯学習の場の確保
目標 (施策の展開)		23 多様な選択を可能にする学習機会の提供
今年度の 重点課題	具体的施策	67 生涯学習に関する情報提供と学習機会の充実
	施策の内容	社会教育活動を行ううえで重要な人権意識の向上を図り、人権を考える機会の創出をめざす。
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> ・部落差別をはじめとする様々な差別を根絶するために、社会教育関係団体の指導者・会員を対象として、人権に対する認識を深め啓発に努める。 ・指導者に対しては、人権啓発を図るとともに、長期的には人権研修を行えるような人材育成をめざす。会員向けには、各団体の活動に則した人権課題を取りあげるなど、活動の中で人権を考える機会の創出をめざす。
評価	成果	
	課題	
今後の取組		

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和7年度)

担当課		生涯学習推進室(図書館※令和5年度から指定管理)
基本方針		Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透
施策の方向		(4) 男性に向けた男女共同参画推進の支援
目標 (施策の展開)		24 家庭・地域への男性の参加・参画の促進
今年度の 重点課題	具体的施策	70 男性が家事・育児・介護に参画することに対する 周囲の理解を高めるための広報・啓発活動
	施策の内容	●男性が認知症介護について学習する機会を提供する。
事業内容		図書館運営の中で、下記事業を実施するよう指定管理者に指導助言を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・「認知症にやさしい図書館」として引き続き選書に留意し認知症コーナーの充実に努める。 ・阪南市地域包括支援センター・介護保険課と協力し、認知症Cafe「マスタースCafe」の活動をサポートする。 ・認知症サポーター養成講座を行う。
評価	成果	
	課題	
今後の取組		●

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和7年度)

担当課		中央公民館
基本方針		Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透
施策の方向		(4) 男性に向けた男女共同参画推進支援
目標 (施策の展開)		24 家庭・地域への男性の参加・参画の促進
今年度の 重点課題	具体的施策	71 男性の生活能力を高めるための学習機会の提供
	施策の内容	男性が生きる力を育む学習機会を提供し、地域で活動することにより生きがいを持ち、地域まちづくりにつながる循環をめざした展開を図る。
事業内容		男性が生きる力を育む学習機会を提供し、地域で活動することにより生きがいを持ち、地域まちづくりにつながる循環をめざした展開を図る。
評価	成果	
	課題	
今後の取組		●



輝ける男女共同参画社会の実現へジャンプ

女性職員の活躍及び次世代育成支援の推進
に関する特定事業主行動計画

平成28年4月

阪南市

女性職員の活躍及び次世代育成支援の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 4 月
阪 南 市

女性職員の活躍及び次世代育成支援の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍法」という。）第 15 条及び次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代法」という。）第 19 条に基づき、阪南市が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、女性活躍法が平成 37 年度（次世代法は平成 36 年度）までの時限立法であることから、平成 28 年 4 月 1 日から平成 38 年 3 月 31 日までの 10 年間とする。また、5 年を目途に行動計画の進捗を検証し、必要に応じて改定を行う。

2. 女性職員の活躍及び次世代育成支援の推進に向けた取組み

本市では、組織全体で継続的に女性職員の活躍及び次世代育成支援を推進するため、市政運営の最高方針、重要施策等を審議策定し、市各機関相互の総合調整等を行うため設置されたみらい戦略会議において、本計画の策定及び変更並びに本計画に基づく取組みの実施状況及び数値目標の達成状況の点検、評価等について協議を行うこととする。

3. 女性職員の活躍及び次世代育成支援の推進に向けた数値目標

女性活躍法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号）第 2 条に基づき、本市において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。この目標を達成するための取組みを実施することは、次世代育成支援を推進することから共通の目標とする。

なお、この目標は、本市において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題を掲げている。

- 平成 37 年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を、平成 27 年度の実績（16.9%）より 13.1%以上引き上げ、30%以上にする。

4. 女性職員の活躍及び次世代育成支援の推進に向けた目標を達成するための取組み及び実

施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組みを実施する。なお、この取組みは、本市において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- 平成28年度から、総括主査、主幹、課長代理、課長等の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行う。
- 平成28年度から、女性職員を人事、財政、企画、議会等の多様なポストに積極的に配置する。
- 平成28年度から、育児休業等の取得前後において、育児休業等からの円滑な復帰に資する研修や所属職場との連絡体制の確保等の必要な支援を行う。
- 平成33年度から、ワークライフバランス推進に資するような効率的な業務運営や良好な職場づくり、時間当たりの生産性を重視した人事評価を実施する。

(参考資料) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に 係る内閣府令(平成27年内閣府令第61号)第2条に掲げる把握事項(抜粋)

①採用した職員に占める女性職員の割合

	H23		H24		H25		H26		H27	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
採用者数(総数)	6人		1人		6人		15人		6人	
男女別	3人	3人	0人	1人	3人	3人	6人	9人	4人	2人
男女別割合	50%	50%	0%	100%	50%	50%	40%	60%	67%	33%

②職員の平均した継続勤務年数の男女の差異

	H23		H24		H25		H26		H27	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
平均勤続年数	19.8	17.7	20.1	18.4	19.8	19.7	19.9	18年	19.5	18.7

③職員が正規の勤務時間を超えて勤務した時間

執行額ベースで5年前より1.5倍に増加

④管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

	H23		H24		H25		H26		H27	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
管理職(総数)	89		88		83		81		83	
男女別	78	11	76	12	70	13	69	12	69	14
男女別割合	87.6%	12.4%	86.4%	13.6%	84.3%	15.7%	85.2%	14.8%	83.1%	16.9%

⑤各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

	H23		H24		H25		H26		H27	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
部長級(総数)	15人		16人		15人		15人		12人	
男女別	15人	0人	16人	0人	14人	1人	15人	0人	12人	0人
男女別割合	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	93.3%	6.7%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%
副理事級(総数)	19人		12人		10人		9人		15人	
男女別	19人	0人	12人	0人	10人	0人	9人	0人	15人	0人
男女別割合	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%
課長級(総数)	20人		26人		29人		30人		23人	
男女別	18人	2人	24人	2人	28人	1人	27人	3人	20人	3人
男女別割合	90.0%	10.0%	92.3%	7.7%	96.6%	3.4%	90.0%	10.0%	87.0%	13.0%
課長代理級(総数)	34人		34人		29人		27人		33人	
男女別	26人	8人	24人	10人	18人	11人	18人	9人	22人	11人
男女別割合	76.5%	23.5%	70.6%	29.4%	62.1%	37.9%	66.7%	33.3%	66.7%	33.3%
主幹級(総数)	45人		42人		43人		44人		42人	
男女別	30人	15人	27人	15人	28人	15人	28人	16人	27人	15人
男女別割合	66.7%	33.3%	64.3%	35.7%	65.1%	34.9%	63.6%	36.4%	64.3%	35.7%
主査級(総数)	72人		74人		77人		77人		80人	
男女別	49人	23人	48人	26人	48人	29人	48人	29人	48人	32人
男女別割合	68.1%	31.9%	64.9%	35.1%	62.3%	37.7%	62.3%	37.7%	60.0%	40.0%
総括主事級(総数)	155人		151人		135人		131人		122人	
男女別	62人	93人	61人	90人	57人	78人	54人	77人	52人	70人
男女別割合	40.0%	60.0%	40.4%	59.6%	42.2%	57.8%	41.2%	58.8%	42.6%	57.4%
主事級(総数)	32人		26人		28人		36人		39人	
男女別	18人	14人	15人	11人	16人	12人	18人	18人	20人	19人
男女別割合	56.3%	43.8%	57.7%	42.3%	57.1%	42.9%	50.0%	50.0%	51.3%	48.7%

⑥女性職員であって出産した者の数に対する当該女性職員であって育児休業をした者の数及び男性職員であって配偶者が出産した者の数に対する当該男性職員であって育児休業をした者の数

過去5年で女性は19人中19人、男性は29人中1人が取得

⑦男性職員であって配偶者が出産した者の数に対する当該男性職員であって配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を取得した者の数

過去5年で29人中7人が取得

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第6項の規定による取組実施状況の公表（令和5年7月公表）

○数値目標の達成状況

	H29 (実績値)	H30 (実績値)	H31 (実績値)	R2 (実績値)	R3 (実績値)	R4 (実績値)	R5 (実績値)	R7 (目標値)
管理的地位にある職員に占める女性割合	14.6%	15.9%	18.4%	20.2%	20.2%	20.7%	22.6%	30.0%

○取組実施状況

各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

	H29 (実績値)	H30 (実績値)	H31 (実績値)	R2 (実績値)	R3 (実績値)	R4 (実績値)	R5 (実績値)
課長級	12.5%	13.0%	22.7%	13.0%	12.0%	12.0%	16.7%
課長代理級	27.8%	27.0%	25.0%	30.8%	34.3%	34.2%	41.2%
主幹級	31.3%	33.3%	39.4%	39.5%	37.8%	38.1%	33.3%
主査級	48.7%	48.1%	48.7%	49.3%	51.5%	50.7%	44.0%

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第21条の規定による情報の公表（令和5年7月公表）

① 採用した職員に占める女性職員の割合

	H27		H28		H29		H30		H31		R2		R3		R4		R5	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
採用者数(総数)	6人		10人		12人		9人		15人		7人		19人		7人		10人	
男女別	4人	2人	5人	5人	6人	6人	6人	3人	6人	9人	3人	4人	10人	9人	5人	2人	6人	4人
男女別割合	67%	33%	50%	50%	50%	50%	67%	33%	40%	60%	43%	57%	53%	47%	71%	29%	60%	40%

② 職員の平均した継続勤務年数の男女の差異

	H27		H28		H29		H30		H31		R2		R3		R4		R5	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
平均継続年数	19.5年	18.7年	19.5年	18.5年	19.3年	17.9年	19.5年	19.3年	19.5年	18.7年	20.1年	18.9年	19.4年	18.7年	19.3年	18.9年	19年	18.4年

③ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

	H27		H28		H29		H30		H31		R2		R3		R4		R5	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
管理職(総数)	83		81		89		88		87		84		84		87		84	
男女別	69	14	67	14	76	13	74	14	71	16	67	17	67	17	69	18	65	19
男女別割合	83.1%	16.9%	82.7%	17.3%	85.4%	14.6%	84.1%	15.9%	81.6%	18.4%	79.8%	20.2%	79.8%	20.2%	79.3%	20.7%	77.4%	22.6%

④各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

	H28		H29		H30		H31		R2		R3		R4		R5	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
部長級(総数)	13人		14人		12人		12人		12人		12人		10人		13人	
男女別	13人	0人	14人	0人	12人	0人	12人	0人	12人	0人	12人	0人	10人	0人	12人	1人
男女別割合	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	92.3%	7.7%
副理事級(総数)	13人		15人		16人		13人		10人		12人		14人		13人	
男女別	13人	0人	15人	0人	15人	1人	12人	1人	8人	2人	10人	2人	12人	2人	13人	0人
男女別割合	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	93.7%	6.3%	92.3%	7.7%	80.0%	20.0%	83.3%	16.7%	85.7%	14.3%	100.0%	0.0%
課長級(総数)	26人		24人		23人		22人		23人		25人		25人		24人	
男女別	22人	4人	21人	3人	20人	3人	17人	5人	20人	3人	22人	3人	22人	3人	20人	4人
男女別割合	84.6%	15.4%	87.5%	12.5%	87.0%	13.0%	77.3%	22.7%	87.0%	13.0%	88.0%	12.0%	88.0%	12.0%	83.3%	16.7%
課長代理級(総数)	29人		36人		37人		40人		39人		35人		38人		34人	
男女別	19人	10人	26人	10人	27人	10人	30人	10人	27人	12人	23人	12人	25人	13人	20人	14人
男女別割合	65.5%	34.5%	72.2%	27.8%	73.0%	27.0%	75.0%	25.0%	69.2%	30.8%	65.7%	34.3%	65.8%	34.2%	58.8%	41.2%
主幹級(総数)	50人		48人		42人		33人		38人		45人		42人		39人	
男女別	35人	15人	33人	15人	28人	14人	20人	13人	23人	15人	28人	17人	26人	16人	26人	13人
男女別割合	70.0%	30.0%	68.7%	31.3%	66.7%	33.3%	60.6%	39.4%	60.5%	39.5%	62.2%	37.8%	61.9%	38.1%	66.7%	33.3%
主査級(総数)	73人		76人		79人		76人		73人		68人		69人		75人	
男女別	40人	33人	39人	37人	41人	38人	39人	37人	37人	36人	33人	35人	34人	35人	42人	33人
男女別割合	54.8%	45.2%	51.3%	48.7%	51.9%	48.1%	51.3%	48.7%	50.7%	49.3%	48.5%	51.5%	49.3%	50.7%	56.0%	44.0%
総括主事級(総数)	118人		112人		111人		101人		99人		101人		102人		98人	
男女別	51人	67人	50人	62人	53人	58人	49人	52人	48人	51人	49人	52人	48人	54人	47人	51人
男女別割合	43.2%	56.8%	44.6%	55.4%	47.7%	52.3%	48.5%	51.5%	48.5%	51.5%	48.5%	51.5%	47.1%	52.9%	48.0%	52.0%
主事級(総数)	43人		47人		51人		61人		57人		59人		52人		51人	
男女別	21人	22人	24人	23人	27人	24人	29人	32人	25人	32人	27人	32人	24人	28人	22人	29人
男女別割合	48.8%	51.2%	51.1%	48.9%	52.9%	47.1%	47.5%	52.5%	43.9%	56.1%	45.8%	54.2%	46.2%	53.8%	43.1%	56.9%

内閣府 市町村女性参画状況見える化マップ府内管理職比較

参考資料2

(令和4年4月1日現在)

(令和5年4月1日現在)

順位	市町村名	実数	割合
1	泉大津市	32 / 107	29.9%
2	藤井寺市	23 / 82	28.0%
3	四條畷市	16 / 60	26.7%
4	羽曳野市	27 / 109	24.8%
5	貝塚市	31 / 127	24.4%
6	豊中市	78 / 322	24.2%
7	河南町	7 / 29	24.1%
8	箕面市	31 / 129	24.0%
9	岸和田市	41 / 174	23.6%
10	大阪狭山市	17 / 76	22.4%
11	豊能町	8 / 36	22.2%
12	熊取町	13 / 59	22.0%
13	吹田市	68 / 322	21.1%
14	門真市	17 / 85	20.0%
15	交野市	19 / 96	19.8%
16	枚方市	55 / 280	19.6%
17	和泉市	27 / 141	19.1%
18	堺市	111 / 591	18.8%
19	八尾市	48 / 263	18.3%
20	富田林市	21 / 115	18.3%
21	大阪市	233 / 1283	18.2%
22	大東市	15 / 86	17.4%
23	柏原市	25 / 145	17.2%
24	茨木市	23 / 144	16.0%
25	泉南市	11 / 69	15.9%
26	寝屋川市	21 / 138	15.2%
27	東大阪市	61 / 413	14.8%
28	忠岡町	5 / 34	14.7%
29	池田市	16 / 110	14.5%
30	高槻市	22 / 174	12.6%
31	河内長野市	10 / 83	12.0%
32	田尻町	3 / 29	10.3%
33	阪南市	5 / 49	10.2%
34	泉佐野市	13 / 130	10.0%
35	摂津市	8 / 81	9.9%
36	太子町	2 / 21	9.5%
37	松原市	9 / 97	9.3%
38	岬町	3 / 35	8.6%
39	守口市	5 / 60	8.3%
40	島本町	3 / 41	7.3%
41	高石市	3 / 49	6.1%
42	能勢町	1 / 17	5.9%
43	千早赤阪村	1 / 17	5.9%
府下平均		1188 / 6508	18.3%

順位	市町村名	実数	割合
1	羽曳野市	29 / 105	27.6%
2	藤井寺市	22 / 80	27.5%
3	箕面市	35 / 136	25.7%
4	四條畷市	15 / 59	25.4%
5	豊中市	79 / 325	24.3%
6	熊取町	14 / 58	24.1%
7	河南町	7 / 29	24.1%
8	岬町	10 / 42	23.8%
9	泉大津市	27 / 116	23.3%
10	貝塚市	31 / 133	23.3%
11	豊能町	8 / 35	22.9%
12	岸和田市	41 / 181	22.7%
13	大阪狭山市	16 / 71	22.5%
14	枚方市	61 / 279	21.9%
15	吹田市	72 / 333	21.6%
16	堺市	121 / 590	20.5%
17	柏原市	29 / 144	20.1%
18	門真市	17 / 85	20.0%
19	交野市	18 / 96	18.8%
20	大阪市	244 / 1308	18.7%
21	富田林市	20 / 108	18.5%
22	和泉市	26 / 141	18.4%
23	八尾市	46 / 258	17.8%
24	大東市	15 / 87	17.2%
25	茨木市	25 / 150	16.7%
26	東大阪市	64 / 411	15.6%
27	泉南市	11 / 73	15.1%
28	千早赤阪村	3 / 20	15.0%
29	寝屋川市	17 / 115	14.8%
30	忠岡町	5 / 34	14.7%
31	池田市	14 / 105	13.3%
32	高槻市	21 / 167	12.6%
33	松原市	11 / 97	11.3%
34	田尻町	3 / 28	10.7%
35	泉佐野市	14 / 136	10.3%
36	阪南市	5 / 50	10.0%
37	河内長野市	8 / 85	9.4%
38	太子町	2 / 22	9.1%
39	守口市	5 / 59	8.5%
40	高石市	4 / 51	7.8%
41	摂津市	6 / 78	7.7%
42	島本町	3 / 42	7.1%
43	能勢町	1 / 18	5.6%
府下平均		1225 / 6540	18.7%

阪南市子どもの権利に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 子どもの権利（第3条）

第3章 子どもの権利の保障（第4条—第10条）

第4章 子どもに関わる施策の推進（第11条—第20条）

第5章 雑則（第21条）

附則

阪南市の子どもたちは、全てかけがえのない存在であり、次代を担う社会の宝です。

全ての子どもは、生まれながらに一人の人間として尊重される権利を有しています。子どもたち一人ひとりの人権を保障するために、児童の権利に関する条約に定められた「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」を尊重し、また、SDGs（持続可能な開発目標）の目標である「誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現」の考え方も踏まえ、その健やかな成長を社会全体で支えていかなければなりません。

子どもは、自ら育つ力と多くの可能性があり、社会との様々な関わりを経験する中で、自立性や社会性、そして豊かな人間性を身につけます。そのために、大人は、子どもが健やかに育つ環境をつくり、子どもを大切にす文化を醸成するという役割を担っています。

阪南市では、子どもが健やかに育つまちづくりを推進していますが、社会環境や生活基盤の変化等、子どもや子育て家庭を取りまく環境が大きく変化し、子どもの育ちに大きな影響を及ぼしています。このことから、子どもに関わる全ての人がそれぞれの役割について認識し、互いにつながりを深めるとともに、全ての人が子どもや子育て家庭に関心を持

ち、地域全体で子どもを育むため、関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援をしなければなりません。

そして、私たち大人は、子どもが「権利の主体」であることを念頭に置きつつ、子どもと大人はパートナーであるという認識を持って、当事者である子どもたちの思いや意見を聴き取り、「共創」によるまちづくりを進めてまいります。

ここに私たちは、阪南市の子どもたちが、豊かな自然に恵まれた環境の中で人々の深い愛情に包まれ、夢と希望を抱きながら、自分も他の人も大切にできる、人を思いやる心を持った次代の社会を担う大人へと成長していけるよう、子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、全ての子どもを社会全体で支援をすることができるよう、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもに関わる様々な主体が、子どもの力を知り、子どもを信じ、子育てを支えるための理念、果たすべき役割等を意識し、子どもの権利を保障するとともに、子どもが、年齢や発達段階に応じて主体的に参画できる「共創」によるまちづくりを進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども おおむね18歳未満の人をいう。
- (2) 大人 おおむね18歳以上の人をいう。
- (3) 保護者 親又は親に代わって子どもを養育する人をいう。
- (4) 学校園所等 阪南市にある学校、幼稚園、保育所、認定こども園
その他子どもが育ち、学び、遊び、活動するために利用する施設、
団体又はその関係者をいう。
- (5) 地域社会 子どもが生活するところ、自宅や学校があるところ、

生活に必要な施設等、そこで暮らす人たちとの交流又はつながりのあるところをいう。

第2章 子どもの権利

(代表的な子どもの権利)

第3条 本条に規定する権利は、子どもが一人の人間として生まれながらに持っている特に大切な権利として保障されるものとする。

(1) 生きる権利

ア 命、心及び体が大切にされ、自分らしく生きること。

イ 心又は体に障がいがあっても、個性及び誇りが傷つけられず生活を送ること。

ウ 大人と同様、権利を持つ一人の人として尊重され、その権利が守られること。

(2) 育つ権利

ア 自分の成長にあった適切な支援を受け、心及び体が健やかに育つこと。

イ 自由に遊び、又は休むことができるとともに、自然、文化、芸術及びスポーツに親しむことができること。

ウ 必要な教育を受け、自分の心及び体が持つ力を伸ばすこと。

(3) 守られる権利

ア 虐待、いじめ、あらゆる暴力等、権利が侵害されるどのような扱いからも守られること。

イ 多様な生き方が認められ、誰からも幸せを奪われないこと。

ウ 知られたくないことを秘密にでき、自分の信用又は評判を傷つけられないこと。

(4) 参加する権利

ア 自分の意見又は考えを様々な方法で自由に表し、伝えること。

イ 仲間とともにグループを作り、集まり、又は活動すること。

ウ 年齢や発達段階に応じて社会に参画する中で、意見を表明し、

活かされる機会があること。

第3章 子どもの権利の保障

(子どもを取り巻く主体の役割)

第4条 子どもに関わる全ての大人は、子どもが生まれながらに権利の主体であることを知り、その権利を保障し、子どもが健やかに自分らしく成長できるよう、次条から第9条までに規定する役割を果たすことに努めるものとする。

(大人の役割)

第5条 大人は、子どもを育む社会全体の一員として、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 子どもの権利について理解し、子どもが権利の主体として尊重されるものであることを認識すること。
- (2) 子どもが権利について学び、又は知る機会の充実を図ること。
- (3) 子どもが安全かつ安心して暮らし、又は成長できるよう温かく見守ること。
- (4) 子どもが安心して話せる関係を築き、その思い又は考えを聴き、読み取り、相互に相談及び協力し合うこと。
- (5) 子どもが社会の決まりを守り、他の人の権利を尊重し、又は自分と同様に他の人を大切にする心を育めるよう見本となり支援すること。
- (6) 子どもが様々な経験を積み重ね、社会的に自立していく主体性を育むこと。
- (7) 子どもが自分らしく生きられるよう、多様な個性及び価値観を認め合える社会を築くこと。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、子どもの養育と発達に第一義的な責任を負うものとして、必要に応じて周囲の協力又は支援を受け、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 子どもの健やかな成長のために、子どもが安全で安心できる環境を整え、養育すること。
- (2) 子どもが自分の気持ち又は考えを話す際には、最後まで聴き取り、受け止め、かつ話し合うこと。
- (3) 子どもの個性及び考えを認め、子どもの育つ力を信じ、かつ励ますこと。
- (4) 困ったときは一人で不安等を抱え込まず、周囲に必要な相談又は協力を求めること。

(学校園所等の役割)

第7条 学校園所等は、子どもの教育及び保育等に関わるものとして、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 子どもが安心して過ごせる居場所となること。
- (2) 集団生活及び学習活動等を通じ、必要な社会性及び学力並びに主体的に考え行動すること等、豊かに生きる力を身につけられるよう支援すること。
- (3) 子どもが、自分又は他の人の権利について学び、知る機会並びに自分の意見及び考えを話し合う機会を設けること。
- (4) 子どもにとって拭えない傷となる虐待、いじめ、体罰等の防止、早期発見、解決に向け、関係機関と連携し、取り組むこと。

(地域社会の役割)

第8条 地域社会は、家庭における子育てを補完する場所として、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 地域社会の中で子どもが健やかに成長できるよう、安全かつ安心な地域環境を作ること。
- (2) 子どもの気持ち及び考えを大切にし、挨拶を交わすなど、温かく見守ること。
- (3) 子どもが地域社会とのつながりを感じ、郷土愛を育めるよう、多様な世代が関わる催し等では、協働にて取り組むこと。

(市の役割)

第9条 市は、子どもの権利を保障し、子どもの最善の利益のために、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 前4条に掲げる主体が、それぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うこと。
- (2) 子どもに関わる施策を効果的に実施できるよう、保護者、学校園所等及び地域社会の連携を促進すること。
- (3) 子どもに関わる施策を総合的かつ計画的に実施できるよう、調整すること。

(権利の主体としての子どもの育ち)

第10条 子どもは、自分たちの権利を適切に行使できるよう、大人から支援を受け、権利の主体として育つために次に掲げる事項を大切にすることを要するものとする。

- (1) 自分たちにある権利について学び、かつ知ること。
- (2) 自分と同様に他の人の権利を守ること。
- (3) 互いの考え及び個性を大切に尊重し、誰も傷つけないよう、多様な意見及び考えを認め合える関係を築くこと。
- (4) 自分の考え及び意見を様々な方法で伝え合うこと。

第4章 子どもに関わる施策の推進

(子ども・子育て当事者等の意見の反映)

第11条 市、保護者、学校園所等及び地域社会は、子どもに関係する施策や事項について、子どもの最善の利益につながるよう、子どもの意見を聴き取る機会の充実に努めるものとする。

2 市、学校園所等及び地域社会は、子育て又は子育に係る施策や事項について、保護者又は自分の考えをまとめることができない子どもの代弁者等から意見を聴き取る機会の充実に努めるものとする。

(子どもの意見表明及び参加の場)

第12条 市は、まちづくり及び子どもに関する施策について、権利の

主体として子どもが意見表明し、参加する場を設けるものとする。

2 市は、子どもの意見表明及び参加の場では、子どもの自主的及び自発的な活動を奨励し、支援するものとする。

3 市は、子どもの意見表明及び参加の場でまとめられ、提出された意見を尊重するものとする。

(子育て家庭への支援)

第13条 市、学校園所等及び地域社会は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、その家庭の状況に応じて支援するものとする。

(支援等の充実)

第14条 市、保護者、学校園所等及び地域社会は、全ての子どもの養育環境等全般について継続的に実態把握に努め、一人ひとりの子どもが抱える課題が深刻化することのないよう支援の充実を図るものとする。

2 市、保護者、学校園所等及び地域社会は、関係機関及び各主体等と連携し、子どもが自分らしく過ごせる居場所づくりの充実を図るものとする。

(相談支援体制の充実)

第15条 市、保護者、学校園所等及び地域社会は、成長の段階、置かれた環境等に応じた問題又は悩みについて、子どもが相談できる場を設定し、プライバシーを保護し、適切に支援できるよう相談支援体制の充実を図るものとする。

(多様な子どもへの支援)

第16条 市及び学校園所等は、発達、思想及び表現の多様性を認め、全ての子どもの権利を保障し、次に掲げる事項に努めるものとする。

(1) 全ての子どもの権利が保障されることを周知及び啓発すること。

(2) 孤立を予防するため、仲間と出会うことができる場について周知すること。

(3) 多様な子どもを支援するため、関係機関のネットワーク等について

て周知すること。

(子どもの貧困対策)

第17条 市は、学校園所等や関係機関と緊密に連携し、貧困の状況にある子どもについて把握し、生活に関する支援をするなど必要な施策を講ずるものとする。

(虐待等の予防等)

第18条 市、保護者、学校園所等及び地域社会において子どもに関わる全ての大人は、関係機関と連携し、子どもの虐待、いじめ等の予防、早期発見及び早期支援に取り組むものとする。

(関係諸機関との連携)

第19条 市、保護者、学校園所等及び地域社会は、子どもに関わる事柄について、必要に応じて関係機関との連携を図り、協働にて実施するものとする。

(条例の広報等)

第20条 市及び学校園所等は、この条例についての市民の関心及び理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行うものとする。

第5章 雑則

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

「子どもの権利に関する条例」の制定について

1. 条例趣旨

子どもたちは、全てかけがえのない存在であり、次代を担う社会の宝です。全ての子どもは、生まれながらに一人の人間として尊重される権利を有しています。子どもたち一人ひとりの人権を保障するために、「児童の権利に関する条約」に定められた「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」を尊重し、また、SDGs（持続可能な開発目標）の目標である「誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現」の考え方も踏まえ、その健やかな成長を社会全体で支えていくために「阪南市子どもの権利に関する条例」を制定しました。

2. 条例策定までの経緯

令和4年9月29日	・(仮称)阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会条例施行（以下「検討委員会」という。）
令和5年1月31日 ～ 令和6年3月15日	・検討委員会委員委嘱（全13人）及び諮問 ・同日から計6回の検討委員会開催
令和6年12月23日	阪南市子どもの権利に関する条例公布
令和7年1月1日	阪南市子どもの権利に関する条例施行

3. 条例策定後の取組予定

- ①リーフレット等を作成し、周知啓発に取り組む。
 - ②民生委員・児童委員や自治会の総会等で条例について説明
 - ③令和7年度のヒューマンライツセミナーにおいて、子どもに関する研修（こども食堂などの取組）を行う予定
 - ④人権施策推進基本計画進捗管理において、人権推進課の取組として「子どもの権利に関する条例の理解を高めるための情報提供や広報活動の実施」
- 「子どもの権利に関する条例に基づき、子どもに関する施策や事項について、子どもの意見を聴きとる機会の充実を図るため職員に向け周知啓発を実施」の2項目を追記